

令和4年6月16日（木曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡邊健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和4年6月第23回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和4年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：5番から7番まで）

## 議 事 の 経 過

令和4年6月16日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

9番（山崎正男君）

おはようございます。

もう、今年もはや6月になりました。もううろうろしていたら、我々も町民の役立つ時間が少なくなっておりますけれど。

6月の13日に、四国地方も梅雨に入りまして、もうこのじめじめした中ですが、今日も元気で頑張っていて、一般質問させていただきたいと思います。

まず、私の方からは、町の公有財産について、コロナ対策について、防災対策についてと、3点でございます。

まず1問目ですが、町の公有財産はどのように把握しているのか、質問します。

毎年の決算報告や業務報告の中で行財政と普通財政を区別して一覧にして、議会にも報告がありますが、所有権登記はされているのかお聞きします。

カッコの1番です。

各財産のうち、登記済みと未登記の分類はされているのか。その割合はどれぐらいの割合か、ということでございます。

よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは山崎議員の、町の公有財産の登記済みと未登記の分類についてのご質問にお答え致します。

町の公有財産について、毎年業務報告において、その明細を議員の皆さまにお示しさせていただいているもので、その種類については、大きく分けて行政財産と普通財産に分類して示しているところです。

また、町所有の建物の明細や山林の明細についても、区分して提示させていただいているものです。

この業務報告で示した行政財産の土地については、令和2年度末で1,129筆あり、また、普通財産、土地については749筆で、合わせて1,878筆となっております。

これらの財産については、台帳により、契約、登記の状況や未登記の物件なども含めて管理しているもので、当該財産の未登記の件数としては213筆となっており、占める割合は11.34パーセントとなっております。

また、町が所有する山林については町有林と学校林があり、合わせて29カ所、111筆となっており、これら山林の未登記はございません。

最後に、建物について。町が保有する建物の施設数は315施設で、477棟となっております。建物については、登記されている物件が7件のみで、未登記の占める割合としては98.57パーセントと非常に多くなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

今、お答えいただきました。

町有財産では11.34パーセントが未登記だということですが、この業務報告で示されているのは、もうちょっと件数が少ないないように感じるわけですけど。

1,878件というようなのはあれですか、長狭物も含めたものですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

山崎議員の再質問にお答えします。

確かに、業務報告の中で示されている件数として、山崎議員おっしゃられたように、これより表示として少なくなっております。

というのは、枚数1,800件もなかなか書くと非常に分かりにくいところもありまして。なので、その説明の所に、そのほかとか、そのほか何筆とかいう形で、少し表せない部分を共通するいうか、1カ所にある部分をその筆数として表示しておりますので表れてない部分もございしますが、今申したように1,800以上の物件を有しているのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私、頭の切れ方がだんだんと分かってくるのが遅いわけですので、まあよろしく願い致します。

この町の業務報告では、その行政財産が165件ですか。それから、普通財産が何件かということになっております。我々は、家庭で言えば、自分の持つてる土地、建物、こういうものはしっかりと登記をされていて守っているわけですけど、町有財産の中で、その今言う未登記の部分。これはあれですか、213筆あるということですけど、今後、登記をしていく方向にあるのか。どういうことになるがでしょうか。

まあ、我々がぱっと業務報告を見て、これは町がしっかりと登記できるところは登記しちゃうということであればいいわけですけど、この割合については、町の方はどのように感じておりますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

その登記の状況、登記の筆等がどのようなものかと言われましたと思いますけれども。

まず、登記として12パーセントというのは10件に1件以上ということ言えば、感覚的には多いのかなってところがございます。という感覚です。

ただ、この経緯として、その登記ができない理由というのも実際ございまして、後の質問とかでも聞かれるとは思いますが、その現状としては、理解できる数字かなってところを感じております。

それと、また登記の方向性というところは、確かに土地等は町名義にしておくことが大事なことだとは思いますが、現状としては、その登記ができないという部分も実際あるということで。現状としては、そういうところがございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

最初の質問の中で、長狭物については、この業務報告の中ではどのように表記されているのか。

道路について、道路はこの財産には入っていないのか。

そこらがちょっと不確かなもので、教えてもらえれば。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

失礼しました。長狭物、道路、それから水道施設の配管の施設とか、それらのものについては、この業務報告には含まれておりません。

いわゆる道路の敷地等については、その筆数等も非常に莫大（ばくだい）なものとなります。ここに表せない状況となっておりますので、記載していないのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私がこの問題をちょっと提案したのは、今言う道路、それから今言う、課長からの答弁があった213筆の未登記の所。こういうものをそのまま置いていいのかどうかという疑問がありましたので、こういう質問させてもらっております。

1、2、3と分かれておりますけれども似たようなものですので、次の2番にちょっと移ってみます。

未登記財産の理由は何か、というところでお聞き致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の、未登記財産の理由についてのご質問にお答え致します。

町有財産、土地の未登記の理由としましては、先の質問でもお答えしました、未登記213筆の状況によりお答えさせていただきます。

これら未登記の理由として、最も多いものとしては、土地所有者と登記の名義が違っている場合と思わ

れ、筆数は95筆で、全体の約45パーセントを占めております。

これらの土地の登名義人は既に亡くなっているもので、共有名義の土地など相続権者が膨大となっているものや、不明となっているため、遺産相続協議が整わないなど所有者への相続が困難となり、所有権移転ができない状況となっているものです。

また、土地開発公社の解散に伴い、町に帰属された土地の一部が未登記となっているものもあり、筆数は59筆で、28パーセントを占めています。この土地についても、当時の公社が登記できなかった主な原因としては、同様に所有者が登記名義と違っており、過去の相続や売買、交換など適正に登記がなされておらず、所有者への権利の継承ができていなかったものと考えられます。

その他、分筆登記の場合の、隣接土地の同意が得られない場合や、親族等の一部で相続協議が整わないものなども散見されていますが、本質については、それら1筆ずつの状況をそれぞれ精査しないと分からない面がございます。

最後に、建物については未登記物件が大半となっていますが、その原因としては、不動産登記法の規定により、地方自治体の所有不動産が未登記であることが容認されているため、過去からの表示登記に係る経費などコスト削減に努めてきたものと考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

過去からのやられたことの残りが、現在まで続いているということですが。

この未登記、確かに登記がしにくい。今言う、課長の言われるような名義人がもう既にいなくて、名義人と本来の土地とが違うとか、いろいろあると思いますが、やはり我々は不動産を町のものとしていくには、それなりに町民の税金を使っておりますので、毎年毎年起り得る不動産の変化については、必ず登記はしていこうということになっているのか。それとも、今言う不動産登記法では未登記も容認されるというようなことですが、町の売買契約から不動産登記まで至るまでにどのような規則とか要項とか構えてですね、必ず登記をしますというような条文があるかどうかを教えてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

まず、登記において、近年でございます。基本的に事業を行う上では、登記というものが必修となっております。事業を行う上で登記をしない者については、基本的にはお金は払えない。そういうような状況の下に事業を進めておりますので、近年についてはその未登記というものは発生していないのが現状です。

それから、その規定とかについてはですけども。その登記において、1つだけちょっと規定がうちの方でありまして、黒潮町登記前払事務取扱要領というのがありまして、これについてはその登記を行う上で、登記事務等に時間を要する場合には、登記が整わなくても確実に登記ができる場合に前払いができるというような制度がありまして、その点については少しだけ猶予を持たせるようなこの要領となっております。これは町が定めた登記を行う上での一つの規定ということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

前払規定というのは確かにあるようでして、要は、物事を早めに進めていくために、登記手続きが難しくても売買契約を済ませておこうというようなことかと思うわけですけど。

ほかに、その登記をしなくてかまんというようながはないがですね。登記をしなくてもいいと。町が不動産を手に入れるには必ず登記をしなければならないということながで、そういう考え方でよろしいですか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは再質問、お答えします。

必ず登記をしなければならないっていうことと言うと、それを規定したものはございません。基本的には。

その事業を進める上での、例えば補助金等ではですね、補助金を頂く上では、登記というものが補助金をもらう上での必修となっていたりとかですね、また、町民の方向性としても、登記を完了しないとお金を払わないということになってますので、実際、もう売買が成立しないということになるかと思えます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

課長のお話の中では、登記は実際しなければならないというお話でしたが、その登記をしなければならないというのは何で決めておるか、ということを知りたかったのですが。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それではお答えします。

基本的には、財産を所有したときに登記をしなければならないということについては、不動産登記法において基本的には決まっているものでございます。

ただ、不動産登記法の附則第9条においてですね、この9条において町等の自治体等の不動産登記の部分が、地方自治体の所有権の不動産の表示に関する登記の申請事務を課さないとされているのは、地方自治体の所有不動産が一般の取引の対象となりにくいと考えられることなどに基づいて、また、この基本的には義務というものがいわゆる免除されるというか部分が、しなくても構わないというような意味合いを持っているというようなこととなります。

この分についてはですね、平成28年2月に政府見解が出されておまして、要するに、今申したように不動産の一般の取引の対象となりにくいと考えられることなどに基づいて、この登記の部分が一定免除されるということになっている、ということになります。

以上です。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

それでは、今のお話のほかにですね、私、業務報告を見ておまして、行政財産、普通財産、合計幾らというようなページがありまして載っております。

前年度との同じページの比較をしたところ、当然、1年たつと売買とか売り払いとかいうことが起きますので差額が出てくると思いますけれど、この差額がですね、業務報告の中で分かるようになっていないと私は見たがですけれど。

要するに、例えば去年の令和2年度の決算であれば、令和元年からプラスマイナスどれぐらいありますというのを表記されてる所があるだろうかと思って見てますけれど、何せ表が小さくて見えにくいので、その比較するのに手間が掛かります。

で、どこか、令和2年度なら令和2年度の中の最終の合計の欄に、本年度、増減した分は何筆で幾らということがあれば、はっきり分かるわけですけど。

これは今どうこう、追及とかいうことではありませんけれど、もしそれが分かるのであれば教えてもらいたいがです。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

山崎議員の再質問、お答えします。

確かに言われるように、プラスマイナスで比較する部分は、この業務報告ではございません。

係の中で、一定町内に変動があった部分を調査してですね、実際はプラスとマイナスをしてここに合計として、まして、その増えた部、減った分というものは表しているんですけども、実際のところは、すみません、もうこの状況としては、今まで実際きちっとやっております。プラスマイナスについては。

ただ、そのマイナスの部分は表せていないですけども、ここに出ているものが今の財産の、普通財産、行政財産の現状ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

もう一点ですね、業務報告の中で、私は表記してもらいたいと思うところが、行政財産、普通財産の表の適用欄とかどこか一部で構いませんが、登記がされたかされないか、その年度で。いうところが、何かマル登とかいうとか、判子を押しとか、分かるようにしていただいたら、あ、この物件は登記がされてるなということが明確になると思うがですけれど。

総務課長、どうでしょうかね。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

質問にお答えします。

この業務報告の一部に、その備考として一覧表、ほんと小さい字で申し訳ないがですけど見ていただきますと、一部未登記とかいう部分は掲載はしております。

実際、この未登記って書いている以外のものは、基本的には登記しているということにはなります。

ただ、今、先にも言ったように、ほか何筆というものをもう総ぐるみで表示した部分の中の説明として、仮に未登記の物件ありとかいうことで書いていても、どの物件が未登記なのかというものは、ちょっとこの中からは限定しにくいところはございますが、一定その状況については記載しているもので、できればこの状況で進めさせていただきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

行政部門の方の判断だけで、あ、登記されてる、未登記であるということは分かるかも分かりませんが、我々議会議員が見たときに、え、これはもう未登記だと。確実に未登記であるということが分かる。ほかは全部登記済みという、そういう認識に立てればいいわけですけど、そういうことを我々議会にもちゃんと説明して、表の見方を正確にするというふうにしてもらえればありがたいわけですけど。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

今、議員からも言われました、この備考の所の説明ですね。いわゆるその登記の説明、これについては少し工夫したいと思います。

もう少し分かりやすく、できればその未登記の部分を提示できれば、分かりやすく改正するよう努力させていただきます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

未登記が分かればですね、我々が質問にするいうてもどうして未登記じゃということも言いやすいわけですので、よろしくお願いします。

それでは3番に移りますが、まあ似たようなことでございますけれど。

この財産の取得の方法、前後したかも分かりませんが、売買契約をされて、それからどういう手順を踏んで登記に至るのかということ。

それから、今後、今言う未登記の部分のどういう処理をされるのか。過去の分だからもう放つといていくのか、新しい年から100パーセント登記を済ませていくのか。

そういうことも踏まえてですね、この未登記の部分をどうしていこうという考えか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の、売買契約は適正か、登記完了の今後の目標についてのご質問にお答え致します。

現在残っている未登記の土地については、大半が登記困難な土地として、今まで積み残されたものと考えます。従って、登記完了の目標としては、現状では立てることができない状況です。

特に数十名の共有名義の土地が多く含まれており、その名義人が現存していないことから、相続権者が膨大な数となって、実質登記が不可能な土地が多くあるもので、相続権者の遺産分割協議書が一人でも欠けると相続登記はできないという不動産登記法の規定からも、不可能と言える物件となっているものです。

これらの土地も、町所有として台帳に記載されていることより、町または町に代わり土地開発公社などが購入などした土地で、これらの売買契約等は締結されているものと解釈しております。

近年は、用地を伴う事業等実施において、土地等の買収においては、所有権移転登記を必修としており、登記ができない土地の購入費の支払いはできないものとなっております。先ほども説明させていただきました。従って、未登記の町有地は近年では発生してない状況です。

今後の未登記解消の方向性としては、これらの未登記地を一斉に調査するのは費用対効果の面で合理的ではないものと考え、関係者の要望や土地等の改良事業実施に合わせて、また、地籍調査等の推進に合わせて、該当する未登記地の解消を目指したいと考えております。

建物の表示登記については、地方自治体の所有権不動産が未登記であることが容認されていることであり、今まで同様の取り扱いとし、登記に係るコスト削減を図る方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私は、トータル的な考え方があまり良くないので一つ一つ質問致しますけれど。

売買契約というものが適切にされておるがですかね。で、その売買契約書の中身に、その不動産を登記しなければならない、というような条文もあるがですかね。

要は、単なるお金のやりとりの売買契約なのか、不動産登記を最終的にはしますよということになっているのか。そこらを確認致します。

とりあえず。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

売買契約については、基本的には町とその所有者、そのときの現存所有者との、基本的には登記も含めた契約ではあるとは思いますが。

ただですね、その当時の契約書自体がどのように書かれているのかというのを全部見たわけではなくて、登記が実際できていないということ言えば、その登記として整わなくても実際売買だけを行っているという案件もあるものと考えられますが、すみません、その点についてはその契約書を1つずつそれぞれ見てみないことにはちょっと確認できないところがありまして。

ただ、一定の売買契約の様式というものはありますので、その点については申し訳ないです。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

登記するまでにはなかなか難しいですけど。

売買契約書を、総務課長が何か不透明な言い方でされておりましたけれど、やっぱり根本としては町の基準がないといかんわけで、ほんでまあケース・バイ・ケースで文言を入れたりする場合もあるかも分かりませんが、基準としてはしっかりとした様式を条例なり規則なりでうたっておくべきじゃないだろうかと思えますけど。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

お答えします。

まず、売買契約のもともというものは、契約自体は町の規定というよりかは、契約は民法上の契約ということになってくると思います。

契約の自由というのが基本的にはございまして、民法には、その契約の様式というのも、本来は定めてなくても構わないということにはなっております。

ただ、一定、その売買契約の様式については、町の分としては一定、定めたものがあります。それに基づいて、契約書は定めて契約しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

あまり追求というか、そういう言葉は好きじゃありませんので。

少なくとも、総務課長が答弁されたのであるということですので、それを理解しておきます。

それから、どこかの市町村でよく、チェック体制が不十分なために失敗をするというようなことがあります。この不動産の購入に当たっては、お金が出されるまで、本人に行き渡るまでのチェック体制は、登記も含めてちゃんとなされておりますかね。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

お答えします。

今、基本的には、土地を買収する際には用地交渉を行う。これについては、いわゆる町の担当者と、それから売買、その土地を譲り渡していただく人をお願いをして、基本的には同意の下に土地を譲り渡してもらうということにはなります。

その中においては、とにかく町の職員がその交渉というものを基本的に行っておりまして、また事業課等で実施する事業によってはその担当者というものが、その事業を行う担当の者が行っておって。要するに、用地交渉をする担当という者については、町で定めているものではございません。それぞれの担当が、事業を行う上で交渉を行っているのが現状でして、それらの中できちっとした話を下にですね、契約をしていくように進めているつもりでございます。

担当が一生懸命交渉をして、同意の下に買収をしていると解釈しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

妙に、いまひとつ不信といいますか、身に入らないわけですけど。

町は、物事の進捗（しんちやく）に当たっては、用地の交渉、それから売買契約、それからお金の支払い、こういう順番を皆さんが統一的な考えで持ってないと、またそれを取り締まる、総務課が取り締まるのかどこが取り締まるか分かりませんが、てんでばらばらではいかんわけで。

こういうルート、こういう形式でやってますということを明快にでもろうたら我々は安心できますが、そこらあたりを、町のこの登記に至る最終段階までちゃんと示してもらいたいと思います。

それともう一点、この売買契約書とか、それから今言う登記完了証書、こういうものはどこへ、誰が、どのように保管しておるのか。で、いつでも出せる状態にあるのかどうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

ご質問にお答えします。

まず、その体制として、まあばらばらではないかということがあります。

ただ、その用地交渉を行う担当課の中でその体制を組んで、課長を中心にそのチェック体制きちっとしているものと解釈しております。

まず、その登記に関して、基本的には事業を進める事業課が、実際登記まで進めているのが現状でございます。今、山崎議員が言われましたように総括的な登記のチェックという機能としては、例えば総務課が行うということにはなってなくてですね、各担当課から実際、担当課で完結してしまうということになっております。

保管場所についても、各事業の担当者が課の中で保管しているのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

総務課長の答弁では、やはり聞いていると各課で保管ということでありまして、もうちょっと町として、一本筋の通った管理の仕方というのがあがるかと思いますが。

各課ということですけど、各課の行政財産、普通財産、こういうものをどこへ保管されておりますか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 41 分

再 開 9 時 43 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

大変お待たせしました。

すみません、少し訂正させていただきます。

まず、管理体制としてですが、まず、行政財産。先に申した行政財産については、各担当課が主管しているところが管理をしており、それから普通財産については、大方地域を総務課が、佐賀地域を地域住民課が管理をしております。

それとですね、今、登記の状況をどのように管理しているかということでは、買収した土地等については、様式がありましてそこに記載をした上で、今、電子決裁ということにはなっていますが、それぞれ購入した土地というものは基本的には担当課から、基本的には町長まで決裁を取って、基本的に一括管理ということになりますし、それらのデータでの保管もありますし、そのものの文書、契約書等も一定、その町長が決裁上での保管先というものが、実際は、最終的には書庫。裏の書庫を、倉庫がありますけど、そこに区分して期限まで保管するような形で、連動して、最終的には決裁したものが保管されるシステムを持って行っておりますので、適正に管理されるものとなります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

適正に管理されてるということを早く、そのような方向でいってもらえれば安心できるわけです。

それから、この保存ですが、鍵のかかるようなところに保存してるのか、それから耐火性のあるところに保存してるのか。登記ですので、次に売買される時とか、将来どれぐらいの間があるか分かりませんが、どちらかといえば永久保存というものですので、適切な管理方法がされているか。

そこをお聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

まず、管理の場所。最終的には裏の書庫になりますけれども、この庁舎の裏のどこ。

それから、佐賀については、調査の裏の車庫 2 階ということとか、庁舎の 3 階旧議場ということになるかと思いますが、一定、管理をできる体制としております。庁舎等についても鍵等で保管をできるような形、契約書等については、一部旧の町長室等にも佐賀の場合は鍵を閉めて、適正に管理しているということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

もう少し言葉をですね、安心してもらえるような話し方をされた方がええかと思っておりますけれど。

私の質問に対して、保管も厳重にしておりますし火災の問題も心配ありません、というような状況を話してもらえれば、ああ、そうか、ちゃんと管理されてるなということになるわけですから。

ぜひですね、大事なものですので保管をよろしくお願ひしたいと思います。

あまり長くなるといけませんので、この未登記の問題は、今後速やかに登記をされて、未登記が増えて

いかないように、ひとつお願いしたいと思います。

よろしいですか、総務課長。

(総務課長から「はい」との発言あり)

次へまいります。2番のコロナ対策についてでございますが。

黒潮町では発生はないだろうと考えていましたが、4月、5月以降、毎日のように新聞報道がありました。今後の注意喚起も含めて、町の考えをお聞きします。

まず、第1番ですが、町民の不安に対して、基本的なコロナ対策の徹底というだけでなく、もっと詳しい状況分析はできないか。町は実態をどのように把握しているのか、という質問でございます。

まず、返答できることからお願いします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは山崎議員の、コロナの状況分析と、町は実態の把握をしているか、のご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症につきましては、山崎議員言われましたとおり、4月、5月は黒潮町内でも陽性者が多く確認され、毎日のように報道されました。住民の皆さまの中にも、不安に思われた方が多かったのではないかと思います。

町内では、3月に28名、4月に101名、5月に76名の陽性者が確認されております。陽性が確認された方については、医師が確認をし、本人に陽性であることを伝え、その後、県の保健師が健康状態や行動歴の聞き取りを行います。そして、自宅療養期間や濃厚接触者の特定を行い、陽性者のうち高齢の方など、重症化することが想定される方、または重症の症状の方は入院に、経過観察が必要な方は宿泊療養施設に、そして自宅での療養をしてもらって構わない軽症の方は自宅療養に、の連絡を保健所の方がしております。

そして、毎日の症状について、インターネットや電話連絡にて保健所に報告をし、医師の指示の下、容体が心配される場合は入院に切り替えて必要な治療を受けることとなっております。

陽性が確認された方につきまして、幡多福祉保健所から町に連絡いただけるのは、年代別、男女別、人数の3点でございます。陽性が確認された方の年代別で言いますと、比較的若い方が多かったことは分かっております。しかし、それ以上の個人が特定される情報をいただくことはございませんので、実態の把握は難しいかと思われまます。

また、町が持ち合わせております情報のみで詳しい情報分析はできませんが、陽性になられた方の実態につきましては、ご本人からご相談をいただいた方に限って、その方の容体等は把握できている状況でございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9番 (山崎正男君)

コロナ対策は、前日も同僚議員から質問があつて、同じようなことになるかも分かりませんが、私は、県の保健所と、それから高知県、それと町と、それからご本人、こういうものの連携プレーがうまくいくようなことはないろうかと思うてのことでございます。

できたら、コロナはなくなるのが一番。それから、誰が悪いでもなしにコロナが一番悪いわけですので、我々はいかにこれを上手に警戒し、対応していくかというところにあるかと思ひます。

で、町は、保健所が言ってくれないからとか、県が言ってくれないからとかいうことで済ませていいのか。もうちょっと県とも協議を深め、それから対応を考えていくべきではないでしょうかと思います。

我々がこのコロナに対する不安、こういう問題はずうっとつきまとうわけです。じゃあ上手に付き合える方法は、もうちょっと連絡網とか連携網があって、町民にその都度お知らせできるものはお知らせして、今、こういう状況で町が捉えておりますということが分かれば一番ありがたいと思うがですけど。

今後ですね、もうちょっと実態に即したコロナというものの取り扱いをされたいんじゃないかと思えますけど、いかがですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

まず、連携プレーができないかというところでしたけれども。こちらにつきましては、町としましては、早くから濃厚接触者として自宅待機をしておられる方、それから陽性が判明したことで自宅療養となった方、家族に濃厚接触者が出たために感染拡大防止の観点から自宅待機をされる方に対しまして、自宅療養、自宅待機をする間の生活に必要なと思われる食料品や、感染症対策用品を中心に支援をまいりました。

その中で、またお困り事等につきましても相談に乗ってきた経過がございます。住民の皆さまからのご連絡をいただいた方につきましては、本当に助かるというお言葉をいただいております。ただ、ご連絡をいただけない方につきましては、情報を得る手段がございません。

従いまして、町としましては、住民の皆さまに寄り添った対応をさせていただきたいと考えておりますので、ご相談をいただきたいというふうに思っております。

もう少し県とも情報の共有をというところだと思っておりますが、それでよろしかったですか。もう一つのご質問。

（山崎議員から「はい」との発言あり）

県の方とは、その日の感染状況をご連絡をいただく中で、町がその時点で本人さんの方からご連絡をいただいた方につきましては、恐らくこの方ではないかということで対応はさせていただいております。

また、県の方も、当初、町の方から願いをされました件を陽性が確認された方に、町の方がこういう支援をしているからぜひ連絡をしてくださいということで連絡をさせていただいておりますので、そういったところで連携ができているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

コロナ対策はなかなか難しい部分があると思います。個人情報の保護も含めて、接触しにくいというような観点もあるかと思いますが、我々は個人の尊重も当然していかないかんわけですので。

ただ、目に見えないために、要らん不安をしなければならぬ。この要らん不安をどこまで安心の方向に転換できるかというが、我々のこのコロナ対策に対する行政の命題じゃないのかなとは思いますが。

まあ一番は、このコロナ対策特別措置法ですかね、これができてから国の責任においてやっておりますので、国、県、町、連携したものができて初めてコロナを抹消していくとか、なくしていくというよ

うな方向に行くのだらうと思いますが。

今言う、前段の同僚議員の質問でもありましたけれど、4回目のワクチン、これが今の第一のその方策かなとは思いますが。ただ、このワクチンの接種率、それとその未接種の方、どういう状況のものがあるか教えていただきたいわけですが。

やはり、町内でまあ1万人おれば99パーセント、コロナのワクチンで防げますよ、というような状況にしていくのか。いや、やはり考え方がそれぞれ個人ありますので、不安に感じる方もおりますので接種したくないという方もおるかも分かりません。でも、この問題は町民全体で共有しないと効果が出ないと思いますので、できるだけ前向きに町民にも説明してですね、ワクチン接種を増やしていくというような考えはないですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

ワクチン接種につきましては、これまでの議会の答弁の中でもお答えをさせていただきましたが、強制ではありませんので、希望者に対してワクチン接種をしていただきたい。速やかなワクチン接種を進めていきたいというふうに考えております。

6月の12日現在で、町のワクチンの接種率ですけれども、60歳以上の方たちにつきましては85パーセント以上の接種率が確認をされております。しかし、やはり若い方につきましては、これは全国でも県内でも同様ですけれども、やはり接種率自体は低くなっておりまして、40代が63パーセント、30代が62パーセント、20代が52パーセント、10代、これは3回のワクチン接種の対象者の12から19歳の方たちですけれども、41パーセントということになっております。

今回の黒潮町の感染拡大につきましては、やはり比較的若い方中心に感染が広がったということもありますので、町としましては国や県と同様に、若い方へのワクチン接種につきましても、希望者に速やかに接種をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それで、今、60代以上が85パーセントと、高齢者についてはかなりの普及があるというふうに思いますが、それより若い方、40代、30代、20代と、それぞれまだまだ接種の必要性があるかなという感じはしますけれど。

これも、今言う町民第一ですので、なかなか町も強制的にはできにくいところがあるかと思いますが、目標としてはですね、これパーセンテージですので、町の人口で言うたら、60代以上が何人おってそのうち何人残ってます、それから以下の人は何人です、というようなことは分かっておりますかね。

もう一つですね、黒潮町がこのコロナが発生して2、3、4、5、6と、こう来ておるわけですが、その累計のコロナ感染者は捉えておるのは何人ですかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

これは5月30日現在になりますけれども、町全体の対象者につきましては9,901名となっております。それに対して、3回接種終了者が7,517名となっております、全体で言いますと84.5パーセントということになっております。

そして、感染者の累計ですけれども、今年の4月1日から6月10日までの累計は出しておりますが、それ以前は、ちょっと申し訳ありません。そこまでは集計ができておりませんが、その期間で188名となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

目標をどこへ置いて、我々は町内。これはね、町内だけを収束させても問題の解決にはなりませんし、それから他町村との関連、同時に協議しながら進めていかないと部分があると思いますけれど。隣の四万十町、それから四万十市、近辺の三原、大月、宿毛。このような感じで、幡多郡内の関連性もあるかと思えます。

それから、国民が一斉に経済の立て直しということで動きがだんだんと早くなっておりまして、なかなかゼロに近づけるには難しいなということでもあります。そこで、今言う町の基本的な感染予防対策というのが初めて出てくるわけでございますけれど。いろいろ難しい問題も踏まえておりますので、1点目はそれで終わらせます。

それから2点目ですが、報道の人数に対して、入院したのか、軽微なのか、重症なのか、もう既に収まったのか、黒潮町版の分析をして、町民に安心の報告もすべきではという質問でございます。

これは、やはり我々の幡多郡下の県の報道では、幡多郡下でこういう状況にあると。黒潮町では何人というような人数しか報道されておりませんので、これを町内に当てはめてですね、新聞である同じような項目を町内でも、軽微なのか、何人いるのか、重症なのか、入院したのか、というような状況が報道されてもかまんのじゃないかなと、私は感じておりますけれど。

こういうような方向性はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、黒潮町版の分析をして、町民に安心の報告をすべきではのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、ご了承ください。

報道される人数に関して、幡多福祉保健所から町にいただける情報は、年代別、男女別、人数の3点でございます。それ以外は個人情報に当たるため、幡多福祉保健所から情報が入ってくることはございません。

また、重症者や中等症の方がいるかどうかについては、県が県全体の人数を報道しております。そして、必要な方は保健所がその方の健康状態を把握した上で、入院や宿泊療養施設につなぎ、経過を見ていただいている状況でございます。

従いまして、町の方で入院、軽症、中等症、重症の別は把握できておりませんので、町としましては引

き続き、住民の皆さまには、そのときの感染状況に合わせた感染防止対策等の啓発を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

県の報道は、こういう新聞報道できるのは枠組みが決まっております。町も、なぜ同じような報道ができないのかということですけど。

これは町長に聞いた方がええかどうか分かりませんが、もっと県と協議を深めてですね、県の保健所なり高知県なり協議を深めて、皆さんの安心を持たすために、軽症で終わったんだと。入院もせずに終わったと。黒潮町で1名出た、2名出たという話は、2週間たったらもう終わってますよ、というような状況を報告できるのかできないのか。ここはちょっと詰めた方がいいんじゃないかなと思いますけれど。

確かに、何言いますか、うわさがうわさを呼んで不安をあおる、こういうことじゃあいけないといけないと思います。で、具体的に、2週間前のこういう人数の方は既に退院をされ、仕事にも就いて元に復帰されておりますと。心配ありませんよというようなことはできるがじゃないろうかと私は思いますけれど。

どうでしょうかね、ここらたりの判断は。町長。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

県との協議は、最初のころから私の方も、幡多福祉保険事務所へ出向いて所長と協議したり、さまざま繰り返してきました。

そういう中で、町の要望も伝えてきたところでございますけれど、やはり県としては、県下34市町村、同じような状況で情報を出しておりますし、一つの町だけ特別情報を出すことはできない。もちろん、一番の原因は個人情報関係なんでございますけれど。なかなかそこが、こちらがもっと出してくれと言っても、県としてはやはり一定の基準以上出せない。これは、県下統一したやり方でございますので。

町としても、そういう状況の中で、自ら言うてきてくれた方を中心に細かく資料を集めながら、資料を作って啓発、あるいは支援をやってるところでございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それから、答えにもあったかも分かりませんが、感染された場合。感染された場合の個人は、今言う申し出があれば町にも報告してくださいというようなことですけど、ここらあたりの連携も、感染されたらどうしたらいいのか。

例えば、私が感染かなと思った場合は、どういう段取りをもって報告なり連絡なりしたらいいのかというところが、私自身もよく分からんわけですけど、何か。それから、濃厚接触になった方、こういう方たちの取り扱い。言葉は悪いですけど取り扱いとか、その連絡方法とかいうものが本当に上手にいつてるのかどうかということを心配致します。

例えば、私がちょっと熱があるなど。測ってみたら37度5分。あ、これはすぐ保健所に連絡するか、専

門医に連絡するか、ということになるかと思えますけれど。ただ単に心配だけで行ったときに既に、そこにおいでいるほかの患者さんと接触するというようなこともあるかと思えます。だから、まず電話でやりとりするのが大事なかなとも思えますけれど。

そういうときに、どの程度町が差し伸べて、こういう方向で行きなさいと。それから、実際に医者から判断され、そういう検査をされてですね、コロナになったということが分かったときに、保健所が対応してくれるのか。それから、町がどれだけ手を差し伸べてくれるのか。本人は、どこどこでやったら治るのかというようなところで、何かコマースャルじゃないですけど、もっと詳しい何か形のもので文書で表示された方がええがないらうかと感じるわけですけど。こういうところの判断はどうですかね。基本的な何とかというだけで、ピラもありますけれど、もうちょっと踏み込んだ、昨日の質問でもありましたけれどマニュアル的なもの。個人が持って、もしかかった場合はこういう方向性で、どこへ連絡して、こういう順番で対応してください、というようなものができるのかどうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

まず、発熱した場合ですけれども、こちらは協力医療機関の方で検査ができるようになっておりますので、まずは医療機関の方に電話でご連絡をしていただきたいと思います。そして、時間の指定がされるといいますので、そちらの方に行っていただいて検査を受けるということになります。

まずは、発熱がある場合には発熱外来という所を受診していただくこととなりますので、そちらはよろしくお願い致します。

こちらにつきましては、これまでも町の広報や告知放送の中でも報道をしておりますので、そちらの方も確認をいただければというふうに思います。

そして、感染した場合にどういう段取りになるのか、というところですが、先ほどの答弁の中でも申しました。すみません、それとまた重複を致しますけれども。まずは、そのご本人が陽性であるということを医師から本人に連絡があります。その後は、県の保健所の方から連絡があるよということが言われまして、県の保健所の方の保健師の方から、健康状態や行動歴等を聞き取りをさせていただく。そして、自宅療養期間、それから濃厚接触者の特定が行われて、陽性者のうち、高齢の方など重症化することが想定される方、それから重症の症状がその時点である方については入院に、経過観察が必要な方は宿泊療養施設に、そして、自宅での療養をしてもらって構わない軽症の方につきましては自宅療養にということで、保健所の方から連絡があることになっております。

濃厚になった方につきましては、今現在は、陽性者の方から連絡があったりする場合もございますが、保健所の方から、高齢の方など重症化することが想定される、またはほかに周知をしたいことがある場合には、保健所の方から連絡があることとなります。

そして、一連の流れにつきましては、保健所の方からチラシ等で周知が行われるということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

今言われたような内容をですね、チャート図か何かで町民にお知らせするようなことはできないですか。見て分かる、図面上見て分かるというような形のもので、再度お配りするようなことはできないですか。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは再質問にお答え致します。

再度の周知方法につきましては、また町としてどういう方法がいいのかというところも検討させていただき、また周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

再度確認しますけれど。

その黒潮町版のそういう報道内容は、今後、もうちょっと県とか協議して検討していくというようなことがあるのかないのか。

お願い致します。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

山崎議員の再質問にお答えしていきたくと思います。

先ほど、担当課長が申しましたとおり、このもし町民がコロナに感染した場合のその後の流れ、ご心配を掛けられないようなできるだけの啓発資料を内部で協議しながら、あるいは県と協議しながらですね、作成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

それでは、次の第3問、防災対策についてお聞き致します。

カッコ1ですが、町内の河川の防災対策は不可欠なものです。何年も対策を望んでも進んでいない地区があるのではないかと。町が把握している毎年豪雨で被害が出る所はどこだろうか。県に要望を出している箇所はどこか。今後、この5年、10年の工事計画を町民に示すべきではないかと、という質問であります。

これはですね、日ごろから毎年毎年防災対策というのは大切なことでありまして、この時期になってきますと、まず大雨を心配致します。で、地域住民もそれぞれの河川に沿った地域住民が心配されるところであります。堤防が高さが適切なのか、河川が浅くなり過ぎてるのか、どういう方法で安心感を与えられるのか、というようにそこがあると思いますが。

まず、ここの質問、第1問にあることの答弁をお願いします。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の3番カッコ1、町内河川の防災対策についてお答え致します。

ご質問は4点になろうかと思えます。

まず1点目は、何年も対策を望んでも進んでない地区があるのではないかと、についてです。

毎年、地域から地区要望をいただいておりますが、その中で河川に対する対策の要望は、本年度も28の地域から66件の要望をいただいております、その中で、継続要望となっているのが37件でございます。要望個所の半数以上が継続の要望となっておりますので、対策が遅れているのも事実かと思えます。

次に、町が把握している毎年豪雨で被害が出る場所はどこか、についてです。

これからの季節になりますと、梅雨前線や台風の影響により、日本各地で局地的な大雨や集中豪雨が観測され、河川の増水、氾濫により、多数の被害が発生しております。

本町におきましても、昨年9月の台風14号と、一昨年9月の集中豪雨により、河川の水位が上昇し各地で被害をもたらしています。

その際、被害が出ている個所ですが、主に佐賀地域においては伊与木川流域の不破原地区、伊与喜地区、藤縄地区、大方地域では加持川流域の小川地区、蛸瀬川流域の馬荷地区等が被害を受けております。

続きまして、県に要望を出している個所はどこか、についてです。

地域から上がってきた地区要望は全て、県の方に要望しております。その中で、県管理河川に関するものについても、今後、幡多土木事務所に要望活動を計画しており、24の地区で52件の要望を行っていくこととしております。

続きまして、5年、10年の工事計画を示すべきでは、についてです。

しゅんせつ工事につきましては、現地の堆積状況を確認し、令和2年度より5年間のしゅんせつ計画を作成しております。県管理河川の伊与木川など6河川で、この計画に基づき、今後も引き続きしゅんせつ工事を実施していくこととしています。

ただし、台風など豪雨による出水により緊急対応が必要となった場合は、変更することもあるとお聞きしております。

以上となりますが、町管理河川に関する要望に関しましては、緊急浚渫推進事業などを活用し、河川の状態や浸水対策に一番有効な個所から施工していきたいと考えております。

また、県管理河川に対する要望につきましても、被害の現状を訴え、少しでも早く対策をしていただけるよう要望を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

防災対策ということで、我々がこの長い年月かけてですね、自分の周りの河川、例えば伊与木川をずっと見ておりましたが、毎年毎年、洪水を心配する個所は何カ所も、それぞれの地域にございます。でも、現実的にはなかなか直ってないねや、という感覚を持っております。

地区要望も当然のことですけれども、町自体が町民の日常生活の安心感をどう捉えて、どこでどれだけの予算を構えるか。

それから県もですね、日ごろから、直接じゃなくて間接的な要望を町を通じてやっておりますので、これだけ緊迫感があつて、よし、黒潮町の河川を全部直してやろうというような感覚があるのかなのか、

妙に不安でたまりません。

というのも、やっぱり予算の枠があるかと思えますけれど、私は目に見えて町が主体的になって順番をつけて、ここここは来年、ここここは再来年、というふうにやっていけないものかという思いをします。例えば、佐賀の藤縄なんかは毎年、ちょっと雨が降ったらあの堤防を越えるというような状況もあります。伊与喜でもしかり、必ず雨が降って越えたら、田んぼの中に必ず豪雨入ってごみが入る。こういうような状況のともありますし、昔から言われていますことは町も分かっているとは思いますが、これらをどう解消していくかという考え方をもうちょっと強く持っていただきたいと思えます。

この我々が生きてる間に、いつも考えるがですけど、生きてる間に高速道路がつく問題もあります。でも、この河川とか生活に密着したところを不安のないようにするのは我々の大きな課題でありますので、目に見えて、今年ほどこということはポイントを絞ってやっていかない限り、毎年、新たな災害、新たな費用が別枠で起こってきますので、なかなか高知県下の配分にしても、黒潮町に毎年やるということはないかも分かりませんが、町の重要施策の一つじゃということを出していきべきではないかと思えます。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

例年に行っております県要望を、今年も6月の下旬から7月の上旬で計画しておりますが、昨年、一昨年とはちょっとコロナの感染対策の関係で要望書を提出するのみに終わってございましたが、今年度についてはできれば地区の方も回って、河川の状況も見ていただいてですね、地区からの要望を訴えていきたいと考えております。

そういうことで、ちょっとご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この要望を上げていった場合に、その要望達成率。達成率といいますか、まあ何件やって要望しておりますというようなことでしたけれど。

現実に達成された個所は、地図の上で消していくことができると思えますけれど、ただ単に地区要望が達成、それはそれでよろしいわけですが、そのことによって安心材料が一つずつ増えていくということであればいいわけですが、県もどういう考え方で、この黒潮町の河川を大切にしていこうということを持っているのかどうか。

そういう内輪のですね、話し合いの何か明るい材料はないわけですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

県の方針そのものは県のもので、私の答弁範囲を超えるかもしれませんが、最近の状況と申

しまして、町の方としてはですね、今課長が申しましたように地区の要望のスケジュールは申したとおりでございますけれど、4月に県議会の農業課土木に関する委員会の要望活動がございまして、そのときに、毎年やってるんですけど、今年町の方は少し要望の順位というかページの順位をですね、河川の方を上段に持ってくるような要望にしました。特に、最近は災害の状況を踏まえて、少し河川の方をしっかりと管理を考えてほしいという意思でやったわけでございますけれど。まず、そういうようなことをやっております。

そして、全国的な状況でございますけれど、国土強靱化の防災・減災加速化交付金の期間、令和3年から令和7年、15兆円つぎ込んでやっておるわけでございますけれど、もう既に中間年に、来年、ちょうど真ん中の中間年に来ます。そういうことに対する5年の後の要望、これは全県下首長が東京へ行っていてですね、既に要望活動はして、また何班に分けて、次の、国土強靱化5カ年計画のアフターの事業の要望活動はこれからも続けていく予定であります。

15兆円といっても、半分ぐらい既に全国で使われてる状況ですので、災害というのはこれからも、5年で終わるようなことはまずありませんので、その要望活動は他の首長と、あるいは県も一緒になって、要望を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ちょっと、最近の天気この具合もですね、線状降水帯とか何とかいうことで、どれだけの量がいつどこで降るか分からんような状況がございまして。

そういうことも踏まえていくと、私は河川の土木の技術的な、河川の構造いいですか、構造の分析をもうちょっとされたものを、我々町民にも分かるようなものがあってほしいと思っておりますが。

河川の断面図をですね、断面図を各地区、その不安な場所、こういうものは取ったことはありますか。どれだけ水量があったらどれだけの、時間当たり何ミリの雨が降ったらここの堤防は危ないね、ということも技術的に分かるようなことはやったことありますか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

町河川におきましては、そのような断面を取ってですね、というようなことは行っておりません。

ただ、県河川の方についてはですね、計画流量とかを示してますので、そのような断面はあると認識しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

県河川いうたら、どことどこながですかね。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

町内に県管理河川は23ありまして、大方地域で16河川、佐賀地域で7河川となっております。

細かく、ごめんなさい、河川名を申した方がよろしいでしょうか。

（議員から「例えば、大きいので、どことどこと」の発言あり）

大きいので申しますと、まず、大方地域で申しますと、蛸瀬川、加持川、湊川、蜷川、有井川、伊田川になります。ほか、10河川ございます。

佐賀地域でいきますと、佐賀地域7河川ですので全て申しますと、馬地にあります小馬地川、あと、上藤縄川。藤縄地区にあります。伊与木川とですね、もう一つ伊与木川がありまして、伊与喜から北部に上がるような河川です。あと市野々川、衣川。衣川は、荷稻から川奥にかけての河川になります。最後に、一つが小黒川。これが小黒ノ川から中ノ川に入っていく河川になります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私の感じるころの川は、全て県の管理ということになると思いますけれど。

今言う、その県もそういう断面図を持って、河川の構造は当然持つてるでしょうね、県は。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

全てのポイントではないとは思いますが、そういう断面は持つてると思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それで、各河川これだけあってですね、県が大変ないうのはよく分かります。よく分かりますが、やはり我々は日常生活で使うものです。

まず一点、その砂利の採取。河川にたまる砂利、これの解決策はないのかということもお聞きしたいと思います。

で、これは当然、聞くところによると、その砂利を採取するのは、運搬にしても掘り起こすのも技術的には何ら心配ないということであろうと思いますし。ただ、その砂利を捨てる場所、これをという話があると思います。

で、この砂利を捨てる場所を、町が前向きに各所有者に当たって、田んぼを埋めるのか、荒れた農地を埋めるのか、谷あいを埋めるのか、そういう場所を構えてやるべきではないかと思えます。そうしたら、工事例年、予算さえ来れば順調に河川の掘削はできる。水量がそれだけ余裕ができるということがございますので。

そういう方向性は考えてないですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

おっしゃられるように、河川のしゅんせつについて、工事費で掛かるのはその運搬距離によって、すごい格差が出てきます。近くに土捨て場があった場合には、それだけ多くの量が取れることになります。

県の方からもですね、そのへんは町の方に対しても要望があって、近くに土捨て場を紹介できないかというようなことでございますが。

今、現実的に、町の方でもそれについては各地区で当たったりはしてるんですが、なかなかちょっと、各地区の区長さんに相談をしてるんですけど、なかなか近くにないような状況で。

近くで見つかった場合はですね、それだけ多くの量を取っていただいている現実もありますので、そこらへんはまた努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この砂利の問題は、山から土が流れて河川に入り、で、だんだんとたまってくるわけですので、永久的に何らかの施策をしてないと、川というものがないなっていくと。それがまた海にも流れていきますので、港等の掘削もせないかんということになってくるかと思いますが。

ぜひこれはね、すぐ答えが出る問題ではないかも分かりませんが、地区要望でここを何とかしてくれというような場合に、そういう砂利採取もあるのであれば、やっぱり町も県も一緒になって、じゃあどういう捨て場を構えるか。

もっと極端に言うたら、海に広い島でも造るかえというようなことまで、考えないかん場合もあるかも分かりません。そこではまた漁業権も入ってきますので、すぐにはいかんと思いますけれど。東京都なんかは、ごみの島とかいうようなことでどんどん埋め立てもしておりますが、それはまた河川の問題とは別かも分かりませんが、ああいうふうにごく広い敷地を構えるということは重要なことではないかと思いますが。

今後ですね、何らかの計画の中ででもこういう考え方を入れて、河川のその処理、原点はやっぱり砂利をどうやってのけるかということになっていくと思います。そこをひとつお願いしておきたいのですが。

町長、この河川の砂利問題はどうかね。将来的にも、いろんな計画の中で定期的に採取していくと。

で、砂利もですね、もっと利用価値。この河川の砂利は何か使える方法はないのか。もっと細かく裁断できるのか。そういうことも踏まえてですね、ほかの利用価値。土建業、土木業に何か利用できるようなものはないのか。そういう目的も含めて考えていただきたいわけですが。まあ、今すぐどうこうではありませんけれど、考える必要があると私は思いますので。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

砂利とかの発生土の問題、これは河川の問題だけでなく高規格道路でも同じようなことが起こってるわけでございますけれど、非常に大きな問題となっております。

議員がおっしゃられた、河川から発生するしゅんせつの土でございますけれど、その利用については今後、県ともよく話し合っ、その利用の仕方について町としても協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

もうちょっと時間ありますけれど、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、11 時まで休憩します。

休 憩 10 時 45 分

再 開 11 時 00 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

4 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回は2 問を質問致します。

1 問目は、自然環境改善に向けてということです。

この質問は、思い起こせば10 年くらい前からこつこつとやっております。では、質問を読み上げます。

当町が掲げる、人が元気、自然が元気、地域が元気黒潮町の中の、自然が元気の実現に向けての再質問です。当町における川や海の汚染源は、主に家庭からの合成洗剤などの生活排水によるものだと認識は町とも一致しているが、私たちが長年にわたり利便性を求めた結果の認識を変えることは容易ではありません。

そういった状況下、以下を問うとしています。

まず、カッコ1 番です。環境改善に向けた町内の取り組み状況と、今後の展望はとしております。

コロナ禍でいろいろ催しものが中止になったりする状況がございますが、まず、カッコ1 の答弁を求めます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問、環境改善に向けた町内の取り組み状況と今後の展望についてお答え致します。

環境改善の取り組みに関しまして、家庭からの生活排水対策としては、合併浄化槽の導入による生活排水対策が主となっております。これは、河川等の汚れの原因の80 パーセント以上が生活排水によるものだ

とされているためです。

このため黒潮町では、普及推進のため浄化槽の設置に係る補助事業を整備して、広報やホームページ等に掲載をし活用周知を行っております。平成26年度から令和3年度末までに194件の活用がありました。

結果としまして、処理人口については、平成26年時点で41.1パーセントだったものが、令和3年度末時点で53.35パーセントへと向上しており、対策を進めている状況です。

また、生活排水の水質や性質の改善の取り組みとしまして、微生物等の活用したEM菌や、くろしお元気AIなどの取り組みで、各家庭や河川、水路、港、学校のプール等で使用しております。環境改善の取り組みを継続いただいております。地域住民の皆さまからは、以前と比べて臭いやぬめりがなくなったとのお声をお聞きをしております。

今後も現在の取り組みを継続しつつ、より良い手法があれば取り入れながら、環境改善の取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

大きく言えば2点だったと思いますが、合併浄化槽の話がまずありました。

その後、EMや、元のえひめAI、そういったものを使った取り組みの話がありましたけれども、その内容、その自然環境の改善に向けての取り組みとしては、内容的に若干違いもあるように私には思いますけども、そのあたりの認識をお聞かせください。

EMとか、えひめAIは、家庭の中で合成洗剤なんかを使わないということを主な目的として取り組んでいると私は思っております。そういった意味で言えば、合併浄化槽の中にはそのEMの使用とか、えひめAI、当町でいえばくろしお元気AIなんかの使用とは若干違うんじゃないか。その合成洗剤がそのまま入っていくんじゃないかといった意味での、そういったところへの認識をお聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

合成洗剤の利用についてということで、町として例えば削減とか、そういった取り組み自体はできておりません。

ただ、排水ですね、水路とか河川に流れていく排水の汚れの原因というものが、やっぱり家庭からというのが主でありますので、その排出の元となる家庭の浄化ということで、単独浄化ではなくって、合併浄化槽として排出する水質を改善するというのが一番のやるべきことだと思っております。その部分について補助事業の活用を周知活用しているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私の問い掛けがちょっとまずかったのかもしれませんが。

もう少し踏み込んだいいですか、その合併浄化槽の使用で水質が改善されるということは私も認識して

おりますけれども、その合成洗剤なんかの成分の除去といったことについてはどの程度の効果があるかといったことの情報があれば教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

浄化槽における、例えば合成洗剤等の成分の浄化状況につきましては、数値的なものは持ち合わせてございません。ただ、流末における水質の基準というものが法で定められておりまして、その基準がクリアされたものが排出されているということの確認はしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

合成洗剤の中身の、どういったのが排出になっているかというのは確認されていないということで。

ある基準を基に、その数値が達成しているかしてないかを多分言われてると思いますけれども。その基準は、具体的に言えばどういった内容になりますか、基準でしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

基準の細かな数値的なものを今、資料としてご用意してございませんので、数値でお示しすることはできません。申し訳ございません。

ただ、補助、該当する浄化槽というものが、そういった基準をされた製品でないと補助の対象とならないということになっておりますので、基準をクリアされたものが必ず設置されているという確認にはなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっとくどいようでしたけれども、今回の質問の趣旨と申しますか、そういったものが、合成洗剤なんかを長年使ってきたことによって、今の川とか海の環境汚染が生まれてるという認識は、私が25年度くらいでしたかね、質問させてもらった当時からその認識は一致しております。そういった、それでその合成洗剤なんかをより少なく、使用を少なくして、例えば、EMとか、くろしお元気AIなんか、あれは微生物の栄養、微生物の食べ物ということで。そういったものを家庭で使用するによって微生物を増やしていった、その微生物を食べる生物、その次にその生物を食べる生物といった、そういった一連の連鎖によりまして、環境を長年にわたる、そういう取り組みで環境を元の環境に戻していこうという考え。これは25年の2月に当町で行われました曾我部義明さんを講師にお招きしての講演での趣旨はいいですか、主張でございました。そういった基本的な線に沿っているかどうかということで、ちょっと質問させてもらいました。

あと、先ほどちらっと言いましたけれども、コロナがありまして、県外いいですか町外いいですか、例えば、例年行われておりましたEM フェスタ。それから、町内で言えば町主催の講習会。例えば、ぼかしづくり講習会なんかもここ2年ですかね、行われておりません。そういった意味で、町内の活動をされている方もちょっと、活動されている方といいですか、町内の活動もちょっと冷え込んだような状態になっているんじゃないかなというふうに感じております。

今言いました町主催の講習会とか、また、今まで行われておりましたEM フェスタへの参加、そういったことについての状況を教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、EM フェスタとか、そういったものもここ2年以上、コロナ禍ということもありまして、思うような活動ができていないというふうに認識をしております。

併せて、イベント等もなくなっていることもありまして、活動されている方はもとより、そういったお知らせをする機会というのが、ここ数年なくなっているというのは認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと町長に確認したいのですが。

この自然を元気にという質問に対する答弁の中で、25年の6月の一般質問で、この取り組みは当然、行政として取り組むべき課題だという答弁がありまして。当時は、南海大震災の想定の中で、当町もかなりこちらの方にマンパワーを取られているような状況でございましたので、もう少し待ってほしいというような答弁でしたが、当然やるべき課題という意識ですね。それについて、どう感じているか、町長の認識を再度問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思えます。

平成25年6月でございますと、私が町長をしているときじゃない、前町長の答弁だったと思えますけれど。

第1次総合振興計画、平成29年度までのキャッチフレーズというのが、人が元気、自然が元気、地域が元気というふうなキャッチフレーズできておりました。総合振興計画が終了した後もですね、基本的には当町の考え方というのは大きく変わってないんじゃないかと、私も認識しております。つまり、人と自然の付き合い方をしっかり考えながらいくまちづくりをしていくという意味では、基本的に変わっていないと思っております。従って、そういう周りの自然環境をしっかりと保っていくというふうな施策については、今後非常に大事であると思っております。

先ほど課長が答弁しました合併浄化槽の方の取り組みにつきましては、合併浄化槽、浄化槽法に基づいて、BODをリッター当たり2ミリグラムに抑えて放流するという施設を推奨しているわけでございますので、

そういう意味ではEM菌とえひめAIと、少し違うかもしれませんが、目指すところはそれは変わらないというふうに思っております。

そして、2年間、今課長が申しましたようにちょっと取り組みが止まっているような答弁をしましたが、実際EM培養液を利用量、資料を見てみますと、R1が2,204本、R2が2,154本、R3でも2,127本、利用培養液の実績がございますので、取り組みそのものは継続されておいて、また、こういう取り組みはこれからも大事にしなければいけないと考えてるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

基本的な認識は変わってない、というふうに受け止りました。

合併浄化槽の話もありましたが、例えばですが、合併浄化槽を設置しているご家庭で、今までの、例えば合成洗剤でなく、EMとか、くろしお元気AIを使われた場合は、合併槽の中自体もすごいきれいになって、その環境改善効果が格段にかどうか、ちょっとそこまでは言えませんが、その目的により沿ったものになるということでした。それは町長の答弁じゃなくて、今までの研究されている方がいいですか、そういう記事もあります。

では、カッコ2番にいきます。

県下におけるEMやえひめAI、当町で言えばくろしお元気AIですが、えひめAIなどの普及状況は、としております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問、県下におけるEM菌やえひめAIなどの普及状況についてお答え致します。

県下の普及状況につきまして高知県に確認をしたところ、EM菌や、えひめAI、マイエンザなど、微生物の力を使った環境改善について、県下の普及状況などを把握したデータはないという回答でございました。

以前は、県内でも多くの市町村での取り組みが行われていたようですが、現時点での普及、取り組み状況などについては把握ができておりません。

近隣市町村に直接問い合わせを行った結果、幡多地域で言いますと、一つの市でえひめAIを使った環境改善の取り組みが継続されていることを確認しております。

一方、県内ではございませんが、愛媛県南予の幾つかの自治体では、家庭用の雑排水の対策としまして、環境浄化微生物であるえひめAI-1や、その改良型であるえひめAI-2などを利用した取り組みが行われているようです。

微生物の力を使った環境改善の取り組みについては幾つかの手法がございますが、共通して言えることは、土着微生物の活動を活性化させることだと考えております。また、こうした取り組み、活動を継続していただくことは、環境保護意識の醸成にもつながっていると考えております。今後も引き続き、住民の皆さまとの協働で、環境保護、改善の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

県に問い合わせをすると、県ではデータを持ち合わせていない。近隣市町村に問い合わせると、1 市だと思いますけども、これは四万十市のことだと思いますが。他の市町村では、取り組みがないというふう

に受け止まりました。  
町内の取り組みは1 番ですかね。もし構わなければ、町内の学校のプールは全校でEM、またはくろしお元気AI でプールの掃除のときに使っていると思いますが、私もちょっと興味ありますか、を持ったのが先ほど申しましたように、平成 25 年の 2 月の講習会からですが、それまでにも EM では佐賀地域でかなり、大方地域でも時期的には同じような時期から EM の取り組みがあったようですが、特に合併前の佐賀地域ではその EM の取り組みが、行政がかなり主導して取り組んでいたような状況と聞いております。それから、合併前ですからかれこれ 20 年近くになるんでしょうか、特に佐賀地域の実際行われているのは漁協の女性部の方たちだと思いますけども、その取り組みのご苦労に対して、すごいなといいますか敬意を感じております。

ちょっと脇道にそれましたけども、もし、幡多地域でも構いませんが、黒潮町は各学校のプールにこういった資材を使っておりますが、幡多地域で 1 カ所使われている所をはじめ、他の市町村でそういった資材を使っている、プールの清掃に関してのそういった情報があれば教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

幡多地域のプールでの使用ということで、町内でのプールの実績等はあるんですが、幡多地域での状況について確認をしている資料というものは持ち合わせてございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

先ほど EM を使ってという話で、1 市、多分四万十市のことだと思うんですが、四万十市ではしまんと AI ということで活動されておりますので。

その四万十市でも、プール清掃に際して、しまんと AI なるものを使ってないということですかね。ちょっと。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

幡多地域で1 つの市というより、まあ四万十市なんですが、環境部署の方に確認をしたところ、河川の水質改善の取り組みとして町内団体の方が活動されてるという話はお聞きしています。

ただ、プールで使用している、していないという確認まではできておりません。一部の団体の方が継続して、河川の浄化、水路の浄化等で、そういった微生物を使った環境改善の取り組みをしていただ

ということはお聞きしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁をお聞きしてですね、私がこの環境改善ということに取り組む、そういうことで一般質問を始めたのが、講習会があった平成 25 年の 3 月議会、1 カ月後からですが、その当時、先ほどちらっと触れましたけども、佐賀地区の佐賀漁協の女性部の方の取り組みによりまして各学校のプールは、その当時ですよ、使って清掃を、プールの水をためる前の清掃をしておいでたということで。その当時の学校関係者の方に聞きますと、私のその 3 月の記事の写真を、入野小学校のプールの掃除の様子を使わせていただいたんですが、先生方もその掃除がすごい楽になったということと、簡単になって時間も短縮した、ということをお聞きしております。そういったことからすると、今の答弁にもちょっとありましたその認識がですね、学校関係の教育委員会の方はまた違う認識かもしれませんが、ちょっと環境改善に取り組まなければならない、取り組むのが当然であるという答弁の姿勢からするとかけ離れているかなというふうに、ちょっと聞きながら感じました。

ちょっと別の話をしますと、28 年、29 年やったですかね、29 年ですね。高知市のプールの清掃作業に関係して、江ノ口川で大量の魚が死んだという記事が新聞にありました。それを見て、例えば、EM やえひめ AI 的な資材を使ってやっておればこういったむごい記事はなかったかなというふうに思ったのと、逆に使っておれば、江ノ口川の環境改善、水質改善につながっていくのになあというふうに思いまして。ちょっと別の用事で県に出向いたときに、県の教育委員会の方ともちょっと町外で会うことがありましたので、いろいろそういう話もさせてもらったこともあります。そのまま何も進展せずにそのままになったということがありました。

そういうことがありまして、これ、プール掃除は学校行事の一つ、必ずしなくてはならないことなんで、ぜひこれ取り入れて。町内はもうあれなんですけど行政サイドで、例えば四万十市なり、四万十市は同じような活動してますんで、幡多エリアなりといったように広げていってもらえないかなというふうに考えるところですが。

ちょっと、町外になりますので町長の方の考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思えます。

EM 菌とかえひめ AI というふうなものを町内の学校のプールの浄化に活用したらと、ご質問であろうかと思えますけれど。実績が町内であるというふうなことも今答弁でありましたので、その実績とかを調べながら教育委員会とよく協議をしながら、いいものだったらやったらいいと思えますけど、その科学的な根拠とかさまざまな状況をまず把握して、教育委員会と協議する必要があるかと思えます。それが効果的であればですね、議員がご質問にありましたように検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

#### 4 番（宮川徳光君）

前向きな答弁だとは思いますが、何かその今の答弁でいくと、その EM とかくろしお元気 AI、元のえひめ AI なんかの内容が全然分かってないのかなというふうに感じました。

この、私が 25 年度時から 1 回、2 回、3 回、4 回、今回 5 回目ですけども、それぞれ官民協働で取り組むような答弁をいただいております。その答弁からすると、何かちょっと気持ち的に寂しいような答弁にも感じました。前向きに検討していただけるというふうに受け止りまして、次へいきます。

2 問目ですが、林業振興を期してとしております。

黒潮町はその大部分を山林が占めているが、林業については、当町のみならず、全国的に長年にわたり衰退の道をたどってきている。この状況を打破するため、近年、森林環境税や森林環境譲与税の創設、また森林経営管理法が制定されてきた。加えて、令和 3 年 6 月には、当町も温暖化防止に向けた 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの宣言をし、当町の認識として、脱炭素社会の実現に向けての取り組みが産業振興につながる方向性でいかなければ、とのことでございました。これらにより林業を取り巻く環境も大きく変わってきてきたと思われる状況下、以下を問うとしております。

まずカッコ 1 としまして、森林環境譲与税や、森林経営管理法を活用した振興計画の現状は、としております。

答弁をお願いします。

#### 議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

#### 海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ 1、森林環境譲与税や森林経営管理法を活用した振興計画の現状は、のご質問にお答えします。

平成 31 年 4 月 1 日から施行されております、いわゆる森林経営管理制度。この制度につきましては、町内において手入れが行き届いていない未整備森林の施業を進め、山くずれなどの土砂災害の防止、水源涵養、木材生産、木材の活用など、多面的な機能を高めることをその目的としております。

適切な経営管理が行われていない町内における森林の経営管理を、各集落において意向調査を実施し、その結果、林業経営者に集約化を行うとともに、所有者が森林の整備の意向などを委任した市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを、その目的とした制度となっております。

森林環境譲与税の当町への配分につきましては、令和元年度の 1,058 万 4,000 円を初年度として、令和 2 年度は 2,249 万 2,000 円、令和 3 年度は 2,181 万 5,000 円、本年度、また令和 5 年度は 2,910 万 8,000 円の予定となっており、令和 6 年度以降につきましては、およそ 3,572 万 4,000 円が見込まれております。

森林環境譲与税などを活用した町内での振興計画につきましては、令和元年度をスタートとしまして、佐賀市野瀬地区における境界の明確化事業や意向調査、また集積計画の策定を、3 年間でおよそ 205.16 ヘクタール分を進め、一部事業を完了しております。

本年度につきましては、大井川地区の 60 ヘクタール分を対象にして、地元関係者とともに境界の明確化事業の取り組みを進めております。

また、こういった森林管理システムの業務に関連して、本年 4 月 1 日より、幡多広域市町村における一般社団法人幡多地域森づくり推進センターを設立しております。専門性が求められる業務について、幡多広域で共同処理を行うことにより、より一層の効率化を図り、境界確認や意向調査済みの施業地における

市町村別のプランの作成などを進めております。

他方、入野松原の再生計画や町内林道の維持補修などにも森林環境譲与税を活用し、一連とした整備を進めております。

今後とも、地元での要望関係や関係者間での意向調査など、より幅広い意見にも視野を広げて、効果的な予算措置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今年度の振興計画の中で、大井川と言われた。大方の大井川ですね。

あと、1年から3年にかけて市野瀬をやられたと聞いておりますが、その結果いいますか、その実施後の状況。例えば、山の作業の委託をしたいという方が何割とかいった、そういった数字は出てないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

今回、市野瀬地区で進んだ分につきましての具体的な数値としては、今回、ちょっと手元にはありませんので答えられません。現在、市野瀬地区の次に大井川地区の60ヘクタールを対象にしていっているわけですが、そういった中で進みながら今後ですね、馬荷地区、あるいは伊与喜地区、そういった形で、ゾーニングの順番を決定した中で進めていく形で考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

さっきその市野瀬の話では、境界なんか分かった所の7割ほどが委託を希望されているというような、どっか記事があったように思ったのですが、そういったことではないのでしょうか。

（議場から何事か発言あり）

今の質問、ちょっと取り消します。

カッコ2の方へいかせてもらいます。

現時点での、脱炭素社会の実現に向けた林業関連の具体的な産業振興策はとしております。

これまでの脱炭素社会ですかね、その質問が、この脱炭素社会への活動が産業振興に結び付いていかなければならないという大きな基本的な線が出されていると思います。出されてから時間があまりたっていない状況でございますのでちょっと厳しい質問かもしれませんが、もしあればということでお答えください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ2、現時点での、脱炭素社会の実現に向けた林業関連の具体的な産業振興策

は、のご質問にお答えします。

脱炭素社会の実現、またカーボンニュートラル、いわゆる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするに向けて、林業関連、具体的な取り組みになりますが、近年、増加する異常気象などは、地球温暖化によるものといわれております。これにより、自然災害による山林崩壊や森林火災が発生するとともに、地域開発などの大規模な森林伐採が行われるなど、森林面積は世界規模での減少が進んでおります。

森林を整備していくことは、二酸化炭素吸収量を高めるとともに地球環境悪化の抑制につながります。こういった面より、まず取り組んでおります基本的な森林整備につきましては、町内各地区において森林経営計画を立案し、それぞれの施業計画に基づき、955ヘクタールの間伐作業を、原木生産量9,200立米を目標としまして施業を進めております。

現在、新聞等マスコミ報道にも取り上げられております、ウッドショックによる国内木材価格の急上昇を受けて、より町産木材搬出に力を入れていく状況でございます。

議員ご質問にあります、具体的な林業振興策につきましては、まず1つ目に、本年度より新たに町産木材の利用を条件とした町営住宅9棟の工事実施を進めております。同じく、来年度以降の住宅建設につきましては、今後15年で119戸の建設計画が進んでいくことと聞き及んでおり、町産木材の利活用について一定の方向性を示すことができました。

2つ目は、町内における個人に対する町産材利用に係る補助金となりますが、来年度事業実施に向けての取り組みを現在、早急に進めているところでございます。個人向けの住宅建設などに対しまして、町産の木材を積極的に利用することにより、いわゆる川上から川下まで、生産から販売までのトータルでの事業構築がデザインでき、将来にわたり持続性のある木材産業に結び付いていくと考えております。

3つ目としまして、木質ペレットを活用した農業用のハウスボイラーの設置など、バイオマス資源を活用し、脱炭素循環型社会の構築も進めております。

いずれに致しましても、基本施策としての森林整備は必要不可欠であり、大きな目標としまして、木を切って、使って、植えるという、これまでと同様の森林循環利用を今まで以上に進めて、町内の森林施業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私からすると、短期間でなかなか実質的な計画が進んでいるなという印象を受けました。

これはもう脱炭素社会という、カーボンゼロじゃない、ゼロですかね。2050年という宣言もありますので、ぜひ実現に向けて一層の努力を期待しております。

カッコ3番へいきます。

平成28年に発足しました黒潮薪本舗、その事業の現状はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ3、平成28年発足の黒潮薪本舗の事業の現状は、のご質問にお答えします。黒潮薪につきましては、平成26年度に町内での里山林全体、いわゆる広葉樹林の利活用につきまして、

幡東森林組合と黒潮町、また株式会社相愛とで勉強会を設けました。その中で、それぞれが検討を重ねてきた経緯がございます。

さまざまな条件が整ってきた中で、実際に町内での広葉樹のまきについての商品化を行うこととなり、幡東森林組合が原料の木材を調達した上で製品化を行い、株式会社相愛が販売を担当する営業体系となりました。町の役割におきましては、作業工場や製品の保管ヤードを確保し、共に事業を進めてまいりました。

立ち上がりの当初につきましては、インターネットでの対応、また、その販売が主であったため少数ロットでの対応でありましたが、ふるさと納税における返礼品を一つのきっかけとしまして、現在、注文が増加しております。

参考までに、過去3年間の生産につきましては、平成30年度が1,219箱、令和元年度が1,345箱、令和2年度が1,623箱と、右肩上がりの生産量であり、そのうち、ふるさと納税返礼品としまして、寄付件数において令和元年度が245件、令和2年度が213件の内訳となっており、全国の利用者の皆さまから好評いただいていると聞き及んでおります。

また、黒潮薪生産施設につきましては、設立当初より、旧幡東消防署の跡地で森林組合が原料となるまきを調達した上で製品化し、相愛に納入する形を続けておりましたが、本年4月から、黒潮町藤縄地区の黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設のうち239平方メートルの面積分につきまして株式会社相愛が借り受けを行い、今後は、まきの製品化を含めて、企業単独体にて生産および販売までを一貫して進めていくとのことでございます。

将来的にも、この黒潮薪ブランドを今後とも盛り上げ、さらに発展させるにおきまして、関係者との協議を進め、新たな施策、また取組みなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

お昼になりますけど、かまんですかね。

（議長から「やってください」との発言あり）

この黒潮薪本舗に関連の一般質問もしておりますが、平成28年の9月にやっております。そのときの答弁で、支援し、さらなる林業振興をという答弁をいただいております。今の答弁がまさにそのとおりになっているなというふうに思いながら聞いておりました。

今回、この薪本舗の事業を取り上げたのは、全国的な取り組みとしまして木の駅プロジェクトというものがありますが、高知県でも取り組んでおるとも思いますけども、こういった取り組みに発展したらいいなという思いがあつての今回の質問です。

例えばですが、県内でも、木の駅日高。これ日高村で取り組んでいる、まきを中心にした活動で、2020年度の地域づくり表彰として国土交通省から表彰を受けたという、そういう記事が高知新聞にもありましたけども、こういった活動。また、私も議員も県外研修にも年1回の研修ということで行かさせていただいておりますが、平成27年度には熊本県の小国町という所に行かせていただきまして、この小国町でもこういった取り組みがやっております。

この木の駅プロジェクトというのが、全国各地でやっておるのをちょっと思われますが、その一つの大きな仕組みの中に、地域通貨券ですかね、森券。森、その地域内でいろんなお店で買い物ができる

という、地域通貨券を使ってるというのがすごいいい取り組みだなと思ひまして、こういったことになつていったら、より多くの住民を巻き込んだ事業になるんでないかなというふうに感じておりますが。

そういった方向性は持っていないでしょうか。

答弁願ひます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答ひします。

先ほどの木の駅プロジェクトの関係になりますか、やはり、そういった形でまきの利用方法ですね、広めていくために、例えば、今後、佐賀地区において道の駅の拡張ならびに整備という計画も現在、商工サイドで進めているところですが、そういったところに、また一つのヒントとして対応を検討することは十分に考えられると思ひます。

また、地域通貨券の関係のこともありました。これも、海洋森林課におきまして商工サイドで、こちらの方も現在調査、あるいは研究については勉強しているところですよ。

そういったとも踏まえて、林業行政とともに、その商工サイドからの方向性も踏まえて、検討を考へていきたいと考へております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

昨日、同僚議員が行つた一般質問の中で、町民の意識を高める努力が必要という、町長からの答弁があつたわけですよ、もうまさにそのとおりだと思ひます。

2050年の話もありまして町長が旗を上げたわけですよ、町民の方も大いに興味を持ってその方向に動いていくとは思ひますが、より町民の方の意識を高めることを目的として、その林業に対する町長の思いみたいなのが聞けましたら、と思ひまけども。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の質問にお答ひしていきたいと思ひます。

宮川議員が前段におっしゃられましたように、これまでの時代というのは、二酸化炭素が増えることによって経済、いわゆる化石燃料が増えることによって経済が上がってきた時代から、化石燃料、CO2が減ることで経済が活性化する時代に代わってきたのは間違いないことだと思ひております。そういう経済的な状況も把握しながら、さらに、2050年カーボンニュートラルの時代を目指して、町は取り組んでいかなければならぬと思ひております。

そういう中で、林業の山の持つ力というのは、やはり大切な部分でございます。町の方も約8割が山でございますので、そういう資源を使った取り組みは、昨日の質問にも答へてきましたけれど、さまざまな形で、さまざまな知恵と情報を持って、形にしていかなければならぬと思ひているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

かじは切られたいですか、二者択一で一つの方を選んだいですか、そういう状況であるという趣旨の話だったと思います。

住民にこれからもそういったことを分かりやすく、私どもも伝えるよう努力していきたいと思います。また、そちらもよろしくお願い致します。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時40分まで休憩します。

休 憩 12時 08分

再 開 13時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

通告書に基づき、私の一般質問を致します。

今回は3点の質問を上げております。

1点目ですが、最初に、交通弱者対策について質問致します。

私たちが地方で住み続けるためには、交通弱者対策は必要不可欠な課題です。全国的に、地方では以前から重要な課題の一つとなっております。

この問題は、下村町長のときから、私も、ほかの数人の同僚議員さんも取り上げてきましたが、そのころはまだデマンドバスという言葉さえあまり知られてなくて、全国の先進地域の自治体で実施しているぐらいでした。黒潮町も取り入れないものかなと思って質問をしたことでしたが、その後、四万十市が平成22年度から実施をし、黒潮町でも、大西町長になり、平成25年度からデマンドバスの導入がされた経過があります。

当初は好調な滑り出しで、利用者も前年度比を上回り、住民の方からも喜んだ声が届いておりました。しかし、9年も経過しますと人口減少が続き、時代に合わない実態も出始めて、今回、全体的な視野から見直しをかける地域公共交通計画が策定されています。6月の町の広報便に、このようなチラシが折り込まれておりました。この計画は住民が待ち望んでいたものだと思いますが、現状調査と、それに基づく分析により、方向性が示されたものだと思います。

今回の質問は、この計画を中心にしてやっていきたいと思いますが、内容を住民の方と共有できるように、少しでも近づけたらいいなと思っております。

カッコ1番の、まずはデマンドバスの現在の路線と利用状況と、そして、その現状をどう捉えているかをお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、デマンドバスの現在の路線と利用状況、および現況についてのご質問にお答えしたいと思います。

これまで、当町の公共交通は、平成22年に策定されました黒潮町地域公共交通総合連携計画に基づきまして、将来にわたり持続可能な公共交通を目指して取り組みを進めてまいりました。

その結果としまして、公共交通空白地の解消や一部の地域についてデマンド型バスを導入するなど、一定の成果を得ることができたものと考えております。

デマンド型バスの現在の路線につきましては、平成25年5月に北郷加持エリア、令和2年10月にかきせエリアで運行を開始しております。

黒潮町地域公共交通総合連携計画におきましては、計画しておりました湊川地区および蜷川地区へのデマンドバス導入や入野地区の市街地交通につきましては、運転手不足や事業所および地域との調整等の課題により、整備することができておりません。

当町のデマンドバスは、定時型エリアデマンドバスという方式で運行しておりまして、基本の出発時間は決まっております。予約がなければ運行を致しません。乗降場所につきましては、対象エリア内であれば、利用に応じてタクシーのように運行経路が自由で、乗り降りの場所が家から近くなるといったことが挙げられます。

利用状況につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの利用者は、北郷加持エリアで912人、かきせエリアで163人となっております。両エリア共に、登録制ということもありますが、ある一定、限られた方にしか利用されていないという状況であり、利用者数は伸び悩んでいることから利用促進の対応が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

その、今の現状をどう捉えていますかっていうのもお聞きしたんですけど。

お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今の現状に関しましては、少し、ちょっと説明が短かったと思いますけども、登録制ということがあって、利用者数が伸び悩んでいるといった状況です。

そうしたところを、今後、どういったことが原因でといったことを、調査とか聞き取りをしながら考えていきたいというところでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

分かりました。大変、端的な答弁だったと思います。

それですね、現状は今そういうところでしたが、じゃあ、高齢者の交通弱者といわれる方々ですよ。

そういう方々の現状も分析してるんじゃないかなと思うんですが。

そういう点についてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

それぞれ、馬荷エリア、また北郷エリア、共に高齢化率が高い地区ということになっています。

その中でも、先ほどお話しをした中で、馬荷地区の方が少し利用状況が少ないということになっています。先ほど言いましたように、原因について明確に調査したものではありませんけれども、馬荷地区の方が若干高齢化率が低いといったところ。そういったところで、交通弱者といわれる高齢者の方が少ないといったことも、馬荷エリアでの利用に少ないのじゃないかということで考えているところでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

今、デマンドバスが走ってるとこの高齢者の状況でしたけど、全体から考えましてね、交通弱者対策ということで考えましたら、町全体の今の状況ですよ。高齢者の状況というのは、そちらの方にはどういうふうに考えているかなと思ってお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いました馬荷エリア、加持エリアのみならず、黒潮町全体で65歳以上の高齢化率といったのは、約過半数近くになっているというふうに思っています。

そうした中でいくと、今後もその高齢化率というのは高くなるということが考えられますので、これから、自分で運転ができない高齢化の方が増えてくるといった状況になるというふうには捉えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

分かりました。

高齢化率が高くなるということは、もちろんそうですよね。もう少し突っ込んだ答弁が来るのかなと思ってたんですけど。

だから、交通弱者対策っていうのはいろいろ分析した結果、必要じゃないかなと私は思うんです。

それで、カッコの2番目に移りますね。

デマンドバスは、時代の変化とか住民の多様なニーズの対応が求められると思うんです。変化がありますので、で、新たな工夫や対策がないとですね、どんどん私は、どんどんじゃないですけど利用者が減ってる。

で、交通弱者、高齢化率は上がるんだけど利用がなかなか進まないというのが私は今の現状だったと、自分がずっと、何回か質問してくる中で思ってるんです。それは仕方がない面もいろいろあると思うんで

すよね。

ですから、そういう今の状況に合わせて、最初デマンドバスを始めたときには結構利用者が前より増えていって、加持川から乗ってくる人を見てほかの地域の方がですね、いや、うちらの方もはよデマンドバスというの通らんがやろか。今はいいけど、来年なったら運転できんようになるかもしれんから、という声があったんですよね。それで、全体にデマンドバスを走らせたいというのも模索してたようなんですよ。そういうことも期待をしてたんですけど、なかなかそこに、運転手不足ということもあって進まなかったんですが。

新たな工夫がない限りですね、今のまま続けたいいけないので、うまく交通弱者を救い切れないので、そういう対策もこれから求められていくと思うんですけど。

取りあえずは、2番目はですね、じゃあデマンドバスを今後続けていくとしたらどういうふうな工夫が、反省の上に、分析の上にあるのかなと思って。

そのへんをお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、デマンドバスのニーズへの対応の新たな工夫、対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

デマンドバスの利用に関しましては、まだまだ自分で車を運転できる、あるいは家族が運転できるという方が多いことが、利用者が伸び悩んでいる一番の理由であると思われまます。

しかしながら、今後は運転免許を返納される方や移動に不安を感じておられる方が増えていくと推測されますので、利用率向上を図るため、運行時間の見直しや乗り方教室の開催、分かりやすい公共交通情報の発信など、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

それでは、少し具体的に聞いていきたいと思うんですけど。

運行時間を見直すということでしたら、これ決まらなくてもですね、これ、まあ週に2回行ってたのを1回にするとかですよ、そういうふうなのが分かれば。時間帯をですね、まあ増やしていきなり減らしていきなり分からないですけど、そういうふうにするとかですね。

それから、今まで登録制だったので、登録制っていうのがちょっとハードルが高かったという話も聞いたんですけど。予約制にしないとなかなか大変ですが、予約制で今後もいくのかどうか。

で、利用料金はこのままでいくつもりなのか。

全部言うていいですかね。ややこしいですかね。3つぐらいで、今いきましようか。すみません。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

今、宮地議員、3つご質問いただきましたけども、基本的にトータルで考えなくてはいけないと思って

います。

運行の本数に関してもそうです。現在、北郷加持エリアは5本です。5便走らせてます。あと、馬荷エリアに関しては3便走らせてます。その差、その先ほど言った利用率の差にもあるかと思っています。

あと、難しいのが、デマンドバスというのはエリア内で動いていくということになってますけども、馬荷の方は支線の長さが長くて、例えば橘川で予約があるとすると、いったん馬荷から出られた方が橘川に寄って、またさらに出てこなくてはならないといったところがあつて。逆に、加持の方は、その支線に関してはあつても距離が短いといったところで、そういった利便性もあるかと思えます。

あと、予約制に関しても、今現在予約制ですけども、今後どうしていくかということになると、その予約するにしてもやり方というのはいろいろなやり方があつて、今現在は電話予約というなってますけども、今後は、またそういったことも含めてどういった形がいいかといったことを考えていく必要があると思えます。

あと、料金に関してもそうです。どのようにしていくか。デマンドバス、利用するためにどうしていくかということこれから考えていくというところで、先ほど、最初に宮地議員が言われたように公共交通計画、黒潮町の中でどうしていくかといった中で総体的に考えていかななくてはならない課題というふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

そしたら、まだ、こうしますっていうはっきりしたものがなくていくらしいです。でもちょっと、これを今日、今、答弁が来なくてもちょっと聞きたかったんですけども。

予約制ですが、通りがかりでも見つけたら乗れるかどうか。そういう方法も取れるのか。

それから、これは住民の人に聞かれたんですけど、自分はその集落じゃないんだけど、帰りにバスに乗り遅れて、そういうときデマンドバスが通ったら乗せてくれるのか。途中ですよね、予約してないわけですよね。それ聞いてくださいって言われたんです。

それとですね、今走ってるデマンドバスを、これは3番の方に入るかもしれないんですけど。これも住民の方から聞かれたんですけど、ほかの枝線といいますか住んでるところですよね、緑野、弘野とか錦野とか王迎、王無団地がありますね。ああいう団地はなかなか、年取ったらバス停まで歩いてよう行かんなる。こういうときにデマンドバスを走らせてもらえないかって前にも言ったときに、大西町長のときは全体を回るようにすると言われたんですけど、なかなかこれが難しい状況にあると思うんですが将来的にこういうことは、デマンドバスでなければ、次のところの答弁と掛かるかもしれませんが、それをお聞きします。

もう一点ですね、国道に近いんですけども、例えば入野地域でも、万行、浜の宮、新町なんかは、入野駅には近いようなんだけど、そこまで歩いていくのが大変という方がいるんです。そういう、言うたらまちバスでもないですけど。前もこういう話は出たんですけどね、そういうことの解決方法がやっぱりこれから、この国道からずっと奥へ離れてるだけじゃなくて、近場の人でも交通弱者って出てきますので、そういう対策まで踏み込んでいけるのか。いつてるのかどうか。

それともう一つは、もう一つは後にします。

まず、それをお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

基本的に、デマンドバスを利用するためには利用者登録が必要です。利用者登録をしてもらって、基本的に、利用の前には電話の予約が必要ということになってるので、基本のラインはそれかというふうに捉えております。

あと、錦野とかそういった所はどうかという話ですけども。そういった所は、いわゆる交通空白地帯という所で捉えています。そういった公共交通の空白地帯に関しましても、今度の計画の中で、そこに対してどうしていくかということは課題の中でありますので、そこを解消するために何ができてどうしていくかということは、考えていかななくてはならないというふうに思っています。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

最後いうのはですね、先日私、議会事務局の方へお世話になりまして、四万十市のデマンドバスの利用状況と伺いますか、状況を聞きに行ってきたんです。

それで、四万十市からも、こういうのが四万十市が出しているんですけど、それ聞きに行きましたら、四万十市も人口は減ってるけども、当初より利用者は減ってるけど、継続するだけの利用者はいるというようなお話でした。何ととっても四万十市は人口が多いですからね、その分、黒潮町とちょっと違いますけども。

一番、四万十市のお話とか、これを見せてもらって思ったのは、もちろん役場もご存じだと思うんですけど、四万十市はデマンドバスを利用したら直接、病院の前に、近くにまで行く。スーパーへ行く。その病院がいっぱい、行けるとこ載ってるんですよ。だから、1 回乗ったらそこへ、目的地に届く。着くんですよ。ところが、黒潮町の場合は、どうしても 1 回来て公共交通に乗り換えて、例えば入野駅へ来て、汽車に乗って、中村駅に着く。そこからまた目的地へ行かなきゃなんない。バスだったら、どこかバス停で降りて行かなきゃならないという。そういう不便さがあるんですけど、これはもう四万十市のようにはなかなかいかないかと思って聞いておりました。もう地域差ですよ、これならね。

それで、今後の方向としてはですね、私は、大方は四万十市、佐賀の方は四万十町の方になるかもしれませんが、広域で連携しない限りはデマンドバスというのは難しくなるのかなというふうに思ったんですけど、こういうことはどうでしょうか、考えておりますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問に答えたいと思います。

黒潮町の方も、北郷エリア、かきせエリアに関して、利用者あまり多くなってないということを申しましたけども、現状として、以前と比べてそう落ちてるかということではなくてですね、若干増えていたりとか、ちょっと横ばいな状態であったりとか、そういう状況でございます。

あと、言われたように課題の一つとしてあるのが、出発するときはそのデマンドバスを利用できるけども、どうしても着いた目的地の時間によって、帰る便の調整がなかなかつかないといったこともあります。

そうしたところからいくと、四万十市であると目的を達成した後に、例えばちょっとした施設があったりとか、そんな所で時間がつぶせるということはあるかもしれませんが、黒潮町の方ではそういった所が少ないといったことがあります。

あと、利用される方、言われるように黒潮町だけではなくて、四万十市、四万十町に行かれる方もおられます。そうしたことからいくと、公共交通に関して交通業者とかかわっている市町村で協議会がございます。その中でもさまざまな課題を話しながら、どのようにしていくかといった場がございますので、そういった場でも、今後黒潮町が計画している内容をどのようにしていくかといったことはお伝えしながら、意見を聞きながら、考えていきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

結論はなかなか出ないと思うんですけど、他市町村が入りますから。

今後考えていくというような答弁だったと思うんですけど、ちょっと気が遠いですよね、今だったらね、そうじゃなくて、もう現実にですね、この交通弱者の方が利用しようと思ったら、できればもう、病院行くんだったら病院バスを利用した方が早いんですよね。でもそれができない場合、目医者とどこやろと掛け持ちするとかいうのもありますしね。

そういうことを考えたら、これ広域で何とかですね、今後話をつけていくっていうことだったら大変ありがたいなと思ったんです。また、そうしなかったらなかなか不便ですね。そちらはね。だから、そういう方向を強く持っていただきたいなと思ったんですけども。

じゃあ、町長にちょっとお聞きしますけど。

町長は、3 月議会で宮川議員の質問に答えてですね、広域計画によって前町長の方向を修正したいと、そういうふうな答弁をなさってますけども。この広域計画っていうのは黒潮町の中の、それか、交通弱者対策の広域計画というのか。私が言いようのは、広域とちょっと意味が違うんでしょうかね。

2 通りになるかもしれませんが、お聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

黒潮町地域公共交通計画によって運営したいという答弁だったと思うんですけど、当然、昨年度1年かけてこの計画作りしましたので、これからその計画をどういうふうに具体的にしていくか、詰めていく段階に来ております。

そうするときに、やはり黒潮町だけの交通機関の時間帯と、それから四万十町と両方にまたがるバス、くろしお鉄道も含めてありますので、そういう所とも時間調整をしながら、計画を進めていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ、計画の段階というところだとは思いますが。

もう一回、じゃあ室長にお尋ねしますけど。

その広域でいうのは、答えが出てるようなものですけど、黒潮町だけじゃなくてよそのデマンドバスに乗り継いでいくというのか、拾ってもらおうといいますが、そういうふうな方向は早く取れないかなと思う。

例えば、トンネルのとならトンネルのところでいいですけど、そこで次の四万十市のデマンドバスに乗り継いで、病院とか買い物とか行けますわね。そういう方向っていうのを早めに出せないものかなと思って、四万十市にと思ったんですけど。

どうですかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

デマンドバスの考え方としては、あくまでも広域ということではなくて、黒潮町内の中のエリアのデマンドということで、今後も計画を考えています。

ただ、デマンドバスで、例えば入野の駅に着いて、そこから四万十市に行って、四万十市からまたそのデマンドバスを利用してもらおうとかいったことは考えられるかと思えますけども、それに関しても、今、この場で自分がそれができますとか、それを必ずやっってくださいっていうお答えはできませんけども、できるだけ利用される方が利用しやすい状況は考えていかなければならないと思えますので、そういったことが提言できる場があればしていきたいという考えでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

分かりました。

今日、すぐにこうしますって返事をもらおうというわけじゃなかったんですけど、提案みたいなものなんですけど、そういうふうに工夫しながらですね、交通弱者に手を差し伸べていくっていいですか、ぜひ、この今の話も頭に入れてほしいなと思います。

3 番目に移りますが、ここの中にもっと答えが出てくるのかもしれませんが。

交通弱者の現状を捉えた上で、今後どうやっていくのか。今回の計画では、これが一番肝心な点ですが。

今後はデマンドバスだけではなくて、他の交通機関とも連携しながらスクールバスなども取り入れるというふうにお聞きしました。今後はどのような工夫でですね、5 年間を進めていくのか。

具体的に、この中にいろいろと書かれてありますが、チラシの中には22 の施策が載ってますけど、てんこ盛りですね、住民には少し理解しづらい面もあるかなと思いますが。

今後、こういうふうにしていきたい。例えば、こうこうこういうふうにしたいというのがあると思うんですが。先ほど少し言ってはくれましたけども、特徴的な施策などがありましたら、ちょっと答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、デマンドバスだけではない手段の取り入れ、今後の方向性についてのご質問にお答えしたいと思います。

今後の公共交通の取り組みにつきましては、新たに策定された地域公共交通計画に基づき、取り組みを進めていくこととなっております。

本計画は、基本理念を町民生活と来訪者の活動を支え、地域の活性化に欠かせない社会基盤として将来にわたり持続可能な公共交通を構築するとし、前計画を踏襲するものとなっております、この考え方を基に、4つの基本方針を定めております。

4つの基本方針を、利用しやすい公共交通の構築、安定して持続する公共交通網の実現、公共交通網の利用促進、地域を挙げて地域のために生かす公共交通網の4つとして、それぞれ取り組みを進めてまいります。

具体的には、調査や聞き取りで明らかになりました、交通空白地の解消を目指した路線の延伸や、今後、児童生徒の不在が見込まれる地区について、スクールバスから別の移動手段への切り替えの必要性、買い物等による利用は毎日ではないといったことが分かってきました。

路線を分割し、1日の運行回数を増やすことで、より利用者のニーズに応えることができないか、また、既存のバスやタクシーだけでなく、必要に応じて福祉輸送や病院などの民間事業者による送迎サービスといったさまざまな移動手段を含めて検討を進めていきたいと考えております。

このほか、分かりやすいバス停情報掲示や公共交通情報の発信といった取り組み、利用者や地域の方々との意見交換会や乗り方教室の開催など、順次取り組んでまいりたいと考えております。

本計画に基づく取り組みを通じまして、地域や関係機関とより緊密な関係性を構築し、持続可能な公共交通を確立するとともに、より良いまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

文章ではそういうふうになるのかもしれませんが、具体的には少し分かりづらかったんですが、まあ、まだ具体的なものができてないのかもしれませんが。

路線を延伸していくとありましたよね。じゃあ、どういうふうに具体的にするのかとかですね、聞いたかったのは。

それから、スクールバスも利用するって言ったんですが、具体的にもう分かってるのがあったらどういうふうにしていくとかですね。

それから、タクシーなどのほかの交通機関も利用してとかいうふうに言われました。

それから、乗り方教室を、ここにもありますけど乗り方教室のひとつコマってここにありますが、実際どのようにしていくのか。

全部はできないでしょうけど、説明は、少しですね、住民に見ても分からないんですよ。正直。だから何なの、どうなるのっていうことなので。分かればですね、少しでも、ああ、この計画ができて、自分たちの所も、自分はもう運転できなくなるけど、少し便利になるんだな、何とかなるんだなっていう希望がもてたらね、私、一番いいなと思って。そのための計画だと思ってるんです。

それでお聞きしてるんですけど、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今言いました基本方針、4つ申し上げました。その中で、それぞれの基本方針ごとに施策を打つということが、今回の計画です。

例えば、利用しやすい公共交通網の構築であれば、施策の一つとして、公共交通路線の再構築ということをここで計画をしております。

その具体的な事業としましては、バス路線の災害地による公共交通空白地の解消、佐賀地域における路線の再編、大方地域における路線の再編、入野地区中心部におけるコミュニティーバス路線の検討、福祉輸送の整備、スクールバスの一般混乗利用のルール整備。そういったことを公共交通網の再構築として、具体的な事業として考えております。

そうした内容を、今後5年間かけてどういう形でやっていくか。その計画を持って、この事業に取り組んでいくという計画でございます。

先ほど来言ってますように、今現在、確実にこういう形でやるといったところまで整理できてるものではないです。この計画の方針を持って、これから黒潮町の公共交通、どのようにしていくかといった課題を洗い出しながら、それをいろいろ関係機関とか、また地域の皆さんとも話しながら、意見をまとめて、それを進めていきたいという計画でございます。

その中で出られたものに関しては、今後、できることから少しずつ進めていって、最終的に、この計画の中でできることを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

西村副町長は今まで企画の方においでまして、この計画にも携わったんじゃないかなと思うんですけど。

具体的に、もう少しこれをこういうふうにしたいとか、こういうふうになる方向があるとかいうのが分かりましたら、補足としてあるようでしたらお願いしたいんですが。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

答弁のベースはやはり、今、徳廣室長が言ったとおりでございます。

ただ、今年当初予算を組まさせていただいておりますけれども、まず、バス停の表示の大きさ。まず、乗りやすい状態をつくっていくということは具体的にできるかと思っております。

それから、乗り方教室につきましても先ほど申しましたけれども、まずは、乗りやすい体制ということをやってきたい。そのことによって、今、利用されていない方もさらに利用が進むのではないかと。やはり乗ることに対して不安を抱えている方もいらっしゃると思いますので、まずその不安を解消していく。それは今の既存の公共交通でできますので、まずそういったことは進める。

その中で、さらに皆さんのご意見を聞く中で、路線の中で一つ一つ時間帯を工夫することで、今の資源の中でできること。例えば、先ほど言いましたように、週に3日走るものが週に2日にたとえ減ってもですね、その減った日数の中で本数を多くすることで利用しやすくなるというような事例も、よその市町村でございます。

そういったことを、地域の声を聞いて、地域の使う皆さん、使用している皆さんですね。今後使うであ

ろう皆さんというよりは、今現在使っている皆さんのご意見をしっかりと聞きながら、一番使いやすい方法でまずやっていく。そういう再編ができることかなというふうに考えております。

なかなかその他市町村との連携につきましても、なかなかいろんなハードルがありまして、高くございます。その中で、やはり言いましたように、谷々から出てきても連絡網がなければ当然機能が落ちますので、そういったことに関しましては、やはり時間帯の調整をかけていきます。

しかしながら、うちの場合は、先ほど言いましたように幹線が通ってますので、四万十町さん、四万十市さんに向かって幹線道路が通っております。そこは、その運営の仕方というのは、両市町村、両町と市とで負担割合ということもありまして、なかなかそう簡単に増やしたり減ったりすることができないということになっております。

そういったことを、先ほど徳廣室長が申しましたように、今から広域の中で申し入れをしていくというようなことで調整をかけていきたいと思っておりますし、降乗場所につきましても、なかなかそれを単独で変えていくと。病院前で止まるといったようなことも当然見込んではおりますけれども、それを勝手に変えるということになりませんので、そういったことも近隣市町村の担当、それから公共交通の事業者所等々とも協議をしながら進めるしかないというふうに考えています。

そういったことから、できることというのはありますので、一つずつ進めていくと。その中で、常に住民の皆さまの声はいただきながら、決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

全員協議会でもですね、スクールバスを利用するというようなことの説明があったように思うんですけど。

今まで、スクールバスは鈴のスクールバスを利用してたかなと思うんですけど、スクールバスは本当はお金を取って人を乗せちゃいけないというのが前はあったんですけど、これ変わってて、利用できるようになったんですかね。

それで、どういうふうに利用していくんですかねこれ。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、スクールバスのところで混乗ということで運用しております。

その中で、今後していくということで、スクールバスを利用するということではなくて、今後の計画の中では、逆に児童数が少なくなって児童がいなくなって、スクールバスが使えなくなって、今まで混乗で来ていたところが空白地帯になるので、そちらに対して新たなそういった対策を打たなくてはならないということで、これからの計画を作らなくてはならないというふうに考えているところでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

スクールバスの点で、分かりました。私は新たにですね、そこへもう乗せてもらって、乗る人がますま

す便利になるのかなぐらいに思っていましたけど、分かりました。

そしたら、この計画の最後のページですね、そこに、地域の住民の皆さんにも役割がありますと、後ろに書かれてありますよね。

確かに、利用する私たちにもわが事として関心を持たなきゃいけないと思いますし、今、乗り方教室をいろいろ言っていましたけど、そういうふうな知識も得て、上手に利用することが求められるかなと思います。

で、行政としてはですよ、ここにこういうふうに書いてあるんですが、どういうことを主に望んでいるのかなと思うんですが。かいつまんでですね、まあ書いてあるとおりで言われればそれまでですけど。

特に強調したい点は、どんなことでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

公共交通を守っていくということに関しては、当然、行政が考えていく課題でありますけども、行政だけではなくて、地域の皆さんにも考えていただきたい課題だと思っています。

公共交通、皆さん、日常目にすると思いますけども、それを風景として捉えている方がかなりいるんじゃないかと思います。それを、実際に自分が乗るっていうイメージをされてる方は少ないと思います。ただ、それを自分たちがいずれ使うんだ、高齢になって車が運転できない、自動車が運転できないとなると、それを使わないと自分たちの移動手段がないんだということを考えると、やはり今、自動車が使える状況の中から公共交通に関して関わってもら、それを知ってもらということは必要かと思います。

その中で、やはり乗り方教室。先ほど言われましたように、今、バスに乗る乗り方どうしたらいいんだとか、また、汽車に関してもどういう形で乗ったらいいのか。あまり利用されてない方は、そこすらも分からないといった方がおられると思います。

町としましても、先ほど言いましたように、公共交通はみんなで守るといった意識を持ってもらう啓発をしながら、そういった公共交通に親しんでもらう、関わってもら。そういったイベントに関して周知をしてながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

そうですね、私たちもまだ車を利用してますから、どうなのかな。あんまり、デマンドバスはもちろん、今はね、実感としてないんですけど。

率は少ないんですけど、やっぱり1人デマンドバスに乗ってる方が、その人の後には、ほんとはいっぱいいるんですよね。先ほどもちらっと言いましたけど、来年は自分はもう運転できなくなるかもしれない、2年後はできなくなるかもしれないっていう危機感といいますか、心配をしてる方はいっぱいいるんです。今は、自分の車で行ってる、またはだんなさんの車で行ってますけど。だから、町全体の人口から比べたら率は低いんですけど、そこに手を差し伸べていかなきゃなんない。そのためには、私たちもわが事として考えていかなきゃならないと思うんです。室長の言ってるとおりでありますが。

ここにですね、公共交通を便利に育てるだったかな、そういうふうにあったように思うんですが。

公共交通を便利に育てるっていうのは、ちょっとすみません、どういうことなんですかね。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 14時 22分

再 開 14時 23分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

ここに書いてる、公共交通を便利に育てねばということは、利用者も考えながら、公共交通に対してどのような形でやっていくか。自分たちの乗り方も考えて、なおかつ公共交通の事業者に対しても、こういった形でやるので公共交通も考えてもらおうと。そういったところ、お互いに考えながら、育っていくとか育てていくといったような内容で書かさせてもらっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

すみません、変な質問をしたかもしれませんが。

それですね、もう一つ聞きたかったんですけど。

こういう計画をしまして、チラシはできました。住民のどこへ配りました。それじゃあ、公共交通は便利に育たないと思うんですけど。これを、住民の中に広めていかなきゃなんないといいますが、浸透させていかなきゃならないですよ。

ですから、お知らせの仕方といいますか、それを今後考えていくことが大事じゃなんじゃないかなと思うんですけども。

何か、具体的に考えていることはありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

当然、この計画を進めていく上では、住民の方の理解が必要です。今回、このような形でチラシを全戸に配布させていただきましたので、まずは、いったんこのチラシを住民の方に目を通していただくといったことかと思えます。

あと、これからこれを進めていくに当たって、もう既に各地区には聞き取り調査も行ってる状況があります。そうした中で、現状を聞き取りながら、何が課題で、公共交通に望むことは何かといったことも聞き取りをしておりますので、そういったことを順次進めていって広めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

分かりました。

私も思うのは、積極的に住民の中に入って行って、実際利用する人、住民の声を聞いていただきたいなと思ったので、ひとつ私が思うのはですね、地域にふれあいサロンというのがありますよね。そこはですね、割とデマンドバスを利用する方ぐらいの層が集まります。だから、そういう所へ積極的に私は出かけに行って、皆さんの要望ですよね、それを聞くなり。

それから、こういうふうにしたんだけどって話をですね、ぜひこれを持ってですね、私、行っていただきたいなと思ったのはですね、まずは、配りましたからって言われましたけど、正直、このチラシは読まない、読めない、字を読むのがめんどくさいとか、いろいろそういう方もおいでますので、ぜひですねふれあいサロンなんかには、これは一つの案ですよ。ふれあいサロンに限らないんですけど。実際、そういう所に行って具体的な話をしないと、なかなかきめ細かい支援策に育っていきにくいかなと、私は自分なりに思うんですけど。

そのへんはどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

一応、地域に入っていく中で、年間10地区に入っていくということで計画をしております。

その計画の中で進めていくということが基本にはなりますけども、議員言われたように、周知をする場があれば、そこで周知していくという方法も一つだと思いますので、今後、その内容に関しては検討もしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

これで終わりますけど。

周知をする場があればって室長言われましたけど、私が言うのはですね、周知する場を探していかなきゃいけないんじゃないですかということなんですよね。こちらから出向いて、あそこ行ったらどうかと。区長会だけで言うんじゃないかと、ああいうとこに集まってるしというふう、そういう提案をしたかっただけです。

これで、私の1問目の質問を終わります。

2問目の質問に入ります。

2問目の、同和問題についての質問に入ります。

令和3年12月議会で、人権教育と啓発について質問を致しました。そのときの答弁に基づき、疑問点や深められなかった点などを主に質問を致します。

内容によっては、12月議会の質問が繰り返される場合もあるかもしれませんが、ご了承ください。

同和問題は、昔の身分制度の一つとして作られた歴史の産物の残存物ですが、私が同和問題について質問したのは10年以上前からです。

高知県下では、時代に沿ってどこでもやめていたんですが、大方地域だけがいつまでも行っていた女性泊まり合いの中止を求めたのが最初です。その後、何度も同和問題の質問を繰り返していますが、それは

泊まり合いに象徴されてると思いますが、行政の部落差別に対する考え方が、依然として4、50年前の情勢からあまり変わってないんじゃないかな。特別措置法が終了して20年もたとうとしているこんにちの状況を正しく理解していないのではないかな。住民との意識のずれに気付いていないのか、見えていないのではないか、との強い思いがあるからです。

また、人権とは何かとの思いもあります。人権イコール差別、差別イコール同和問題では、決してありません。人権問題は憲法で言われておりますし、私たちが生きるための大事な権利で、住民が長い歴史の中で権力者から戦い取った権利です。天から降ってきたものではありません。将来ある子どもたちに、憲法に基づいた人権を正しく伝えてほしい。全く伝えてないというわけじゃないです。正しく伝えてほしいし、これは教育の基本ではないかとの思いです。

私と執行部とは、長い流れの中で、ずうっと平行線のように思う方もいるかもしれませんが、一步ずつ執行部との距離や意識が縮まっている面もあります。

そういうことを前提にしてカッコ1に入りますが、カッコ1の実態調査についてです。

この問題でも同じような質問を繰り返していますが、新たな差別を生まないようにと。これをするためには、この調査を行うとしたら大きな問題があると、私は思うからです。

そして、大西町長のときの答弁では、第6条の調査はあくまで国が行うものであり、町が主体となって調査をすることはごさいませんと、そういう答弁がありました。松本町長になって少し違ってきておりますので、再度、今回質問を出しました。

最初に用意した答弁があると思いますので、この点についてお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の2の1番、実態調査についてお答えを致します。

実態調査の実施に係る質問につきましては、去る令和3年3月議会と12月議会で提出されています。それに対する答弁としまして、実態調査をするしないにしても、事前にその内容や手法を十分検討し、調査を行うことで新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、調査で得られた内容が今後黒潮町の進める人権同和行政の貴重な基礎資料となり、真に部落差別問題解消に資するものでなければいけないと申し上げました。この方針は、現在も変わってはおりません。

2002年の法の失効により、確かに事業を行う対象地区の線引きはなくなったのかもしれませんが、残念ながら、部落差別問題が完全になくなったかといえ、そうでは言い難い現実があり、真の部落問題解消には至っていないのが現実であります。

従いまして、国もこの事実を認め、2016年、平成28年に、部落差別解消推進法を制定するに至ったと認識しております。

黒潮町における同和地区に対する実態調査は、旧大方町が2001年、平成13年に、旧佐賀町が2002年、平成14年に、町民館白書という形で実施されていますが、それ以後、地区全体を一斉に調査したものではありません。

また、2016年に施行された部落差別解消推進法第6条に規定する実態調査が行われていますが、この調査の実施主体は国であり、四国の町村では調査対象が2町村で50人しかいませんので、黒潮町の方でこの調査対象になった方はいないと聞いております。

仮に、本町が実態調査を行うのであれば、町人権尊重のまちづくり条例の第6条に基づき、施策の推進

や教育啓発活動を充実させるために行うこととなります。その中で、事前に調査区域や質問内容などを十分検討した上で、必要かどうかを判断することとなります。

従いまして、部落差別解消推進法の付帯決議にもあるとおり、調査を行うことで新たな差別を生むことのないように留意しつつ、調査の実施のいかんにかかわらず、真に部落問題解消に資するかどうかを判断して、実施の可否を判断したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

町長にお尋ねします。

新たな差別を生むことがないようにというのを確認したかったんですけど、これはもう今、課長が答弁してくれましたので、町長もおんなじだと思うんですが。

もう一つですね、その 2016 年に施行されました部落差別解消推進法ですよね。この法に書かれてありますが、実態調査は国が主語で、国が実施するもの。この点は、国と同じ考えでしょうか。

もう一つですね、さらにその法によりますと、部落の実態調査ではなくて部落差別の実態調査なんですが、これはご理解の上でしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

部落差別解消推進に関する法律に書かれている調査は、国の調査に間違いないと。法律の中で書かれているのはですね。

そして、部落問題ではなくて部落差別問題というのも、そのとおりでございます。そういう認識をしております。

それでよろしいですか。はい。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

12 月議会で、町長の答弁ですが、今それを述べようとされたのかもしれませんが。

人権課題を解決するためには、人権課題解決するための実態調査をする場合には、例えば、女性問題、あるいは障がい者問題の実態調査をする場合に、当該者抜きの調査はあり得ないと思えます。

少し飛んで、従って、今後におきましても、同和問題の解決に向けた黒潮町独自の実態調査は必要であると考えており、その手法において、部落差別解決推進法付帯決議にありますように、新たな差別を生むことのないように留意することは当然であり、事前に調査内容やその手法を十分に検討して実施していかなければならないと思っておりますと、このように答弁なさっておりますが。

ここに、町長が例えばというふうに挙げられました、女性や障がい者ですよね。この女性や障がい者というのは、目に見える対象ですし、実態そのものが消えてなくなるわけでも、消滅してしまうものでもありませんし、今後もあり続ける対象です。しかし、部落差別は古い時代の権力者が作り上げた身分制度の上であって、基本的にその時代がその身分制度がなくなれば自然消滅していくものです。部落と言われる

実態は永遠にあり続けるものではありませんし、既に特別措置法が失効して、行政上では同和地区も被差別対象者もなくなっております。

いまだ部落差別の当該者を認識しているとすれば、町長はそういう、当該者の例として女性や障がい者を出しましたが、もしですね、部落差別の当該者を認識しているとすれば、何を基準にして特定しているのでしょうか。

具体的にお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、当該者の答弁につきましては、黒潮町人権尊重まちづくり条例、この中のところに身近な差別について11項目挙げておりますね。そのことについて、その当事者抜きの状況に調査はあり得ないという答弁をしてきました。

そして、6条では、町は町の条例を持って実態調査をするということも明記してございます。

そして、議員が一番聞きたいのは、何をもって、この人は差別される人、この人は差別されない人、法がなくなった後にどう決めるのか、というご質問だと思うんですけど。

確かに、2002年、地対財特法が切れて以降、行政上の線引きの地区と、それ以外同和地区と、同和地区外の線はなくなりました。その中でも、やはり部落差別というのはなくなっていないというのは、法律の中で部落差別解消法ができた経過から考えると、それはもう国の常識になっておるわけでございます。

だから、その差別されている人の声、そして実態、これはどういうふうに把握していくかは、実際実態調査する段階で詳しく検討する必要があるかと思えますけれど、そこはさまざまな方法を使ってしっかり検討しなければいけないと思っております。

議員がおっしゃられるように、どうしても私の方で議員と意見の違うところは、部落差別は自然に放っておけば解消する、いわゆる寝た子を起こすな理論だと思うんですけど。そういうものでは部落差別はなくなれないというのが、私たちの考えてきたことでございます。これは町の考え方でございます。

そして、差別事象、確かにですね、昔の厳しい差別と実態とは違って、いい方向で時代は進んでおると思いますが、まだ残念ながら完全に差別がなくなっていないで、それに苦しんでる方が現実においでる中で、やはり行政はしっかりと取り組んでいかなければならない。

その課題を解決するためには、やはり実態を把握する調査も必要であるというのが、町の考え方でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

少し誤解があると思うんですけど。

私がずっと言ってきたのはですね、放っとけばいいんだと、寝た子を起こすなど、そういうことを言ってるのではないんです。今の現状のままで分断するなど言ってるんです。住民をね。住民の中に、特別扱いしたり垣根を作ったりすると、ますます差別が残りますよ、解消されませんよっていうことを言ってるんで、触るなどか何とか、そういうことを言ってるわけでは決してありませんので、そこは誤解のないようにお願いしたいです。

それで、実態調査をするっていうことになりますと、当該者っていうのは誰が決めるんですか、何を基準にして決めるんですかっていう、私は質問したわけですけど、なかなかそこが答えづらいとこだと思うんですが。何か、漠然としたものなんですかね。それとも、一定の方向があって言ってるんでしょうか。

そのへん、すみません、もう一回教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

対象者をどういうふうに把握するかということだと思っただけですけれど。

確かに、法律の線がなくなったときに、非常にそこを明確にするのは難しい問題がございます。この件に関しては、実際調査をする段階ですね、さまざまな専門家の方、そしていろんな運動されてる方のご意見も聞きながら、把握していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

この対象者を決めるっていうことが、私は新たな差別を生むことになるんじゃないですかって言ってるんですよ。

で、町長が今言うにはですね、いろんな運動団体と言いました。12月には、当該者の判断を運動団体に仰ぐというふうに言っておりましたが、今はいろんな運動団体というふうに言われました。

その運動団体というのはですね、運動団体は具体的にどういう団体なのか。

で、専門家って言われましたけど、町長の考えてる専門家っていうのは、どういうところにある方をお頭に認めるんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、運動団体。町内には、部落差別をなくするために歴史を持って活動してきた、部落解放同盟の組織もございます。

そして、専門家というのは、県教委の関係のそれぞれの人権に関する詳しい方のご意見。あるいは、全国的にでも、そういう研究をされている方はたくさんおいでますので、我々が町の知識だけでは足りない部分をそういう専門家の方のご意見も聞きながら、実態調査するときはやっていきたいというふうにご意見を伺っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

町の執行部も私も一致してることはですね、何か行事をするとき、新たな差別を生まないっていうところでは一致してると思うんですね。最初に町長には、もうそこをわざわざ確認はしませんでしたけども、言葉の中で言われておりますし課長の答弁の中にも入っておりますので、そこは一致してる点だと思う

んです。

それで、私と町長の違いはですね、そういう実態調査をしたら、新たな差別を生むことになるんじゃないですかってところがあるんですね。何でかっていいましたら、今言ってますけど、当該者を決める、また、実態調査をする地域を決める。それ自体は、もう行政上なくなってる地域をどうやって決めるのか。誰が当該者かっていうのを、今、町長に聞きまして、誰が。運動団体と言いましたか、どこの運動団体ですか言ったら、解放同盟と言われましたよね。解放同盟にそのような権限があるとしたらですね、私はおかしいことじゃないかなと思うんですけども。

もしですよ、対象者を運動団体、今の町長が言われた解放同盟が決めるのであれば、そういう権限があるんでしょうか。

あるという根拠を、具体的に教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

権限があるというふうには申しておりません。

そういう歴史的に社会問題に対して取り組んでおられる組織があることは事実でございます。それは宮地議員もご存じですよ。

それで、結局、宮地議員のご意見は、それが分断になるので、当事者というか限定したような調査をするな、というご意見ですよ。

一方で、私たちが聞いているのは、それとはまた違う意見。やはり当事者の意見をしっかり聞いて課題を解決すべきじゃないかという、住民の方の意見も聞いております。

その両方、さまざまな意見を聞きながら、やはり町は町なりの判断をしていくべきだと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

調査をですね、私がするなっていうのはですね、してはいけないって言ってんです。分断をしてはいけない。

そういう、解放同盟に権限は持たすとは言ってなかったと言ってました。一つの団体、ほんとの一つの一団体にですね、大変重要なことでしょうこれ。

あなた当該者ですよって、例えばですよ、実際こういうことはできないと思いますが、決めるということ自体はね、その人の人権にかかわりますから。今、個人情報だつてすごうるさいのですよ。それは決められないことです。町としても決められないし、それこそ差別問題です。ですから、私言ってるんですよ。実態調査をして、町長が言ったように、女性や障がい者は当該者をもって調査するけど、それとおんなじように 11 項目があるから、今回の同和問題も実態調査をしないか分からないというような答弁になったんですけど、同和問題っていうのは女性や障がい者とは全然違いますよというのを最初に言いましたけど、見えるもんでもないし、ずうっと女性障がい者というのはあり続けますけど、部落差別っていうのはあり続けるんじゃないかって歴史上の産物ですから、残存物ですから。そこの根本的な違いの中、同列にしたら間違いがあるんですけど。

それとおなじように調査をしていくと、私が心配しているのは、新たな差別を生むことになるんじゃないですかと。当該者を決める、または実態調査をする地域。もうなくなってるんですけど、この区域からこの区域、この道路際から向こう、何丁目から何丁目差別される地域ですよと。そういうところがなくなってるのは、それを今決めようとしたら、大きな問題ですよ。それこそ差別ですよ。それを心配して言ってるんです。だから、実態調査っていうのはしてはいけないんじゃないですかと。

国は、だから部落調査はしないとやってるわけで。できないから。もう、そこはなくなってますからできない。部落の実態調査はしない。部落差別の調査を国はすると言ってますけど。

だから、町長はどういうふうにご考え。実態調査をしないとはっきり、松本町長になって言ってますので、それで私はね、言ってるんです。

くどいんですけど、実態調査をしたら新たな差別を生むことになる、それを心配して言ってるんです。寝た子を起こすとかそんな問題ではなくて、そう言ってるんですけど。

もう一度、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

まず、宮地議員がおっしゃっていることと私がおっしゃっていることで一致しているのは、新たな差別を生むような調査とかはしてはいけない。これは、私も一緒です。町の見解ももちろん一緒です。これは部落差別の解消推進の方にも、付帯決議として明確に書かれていますよね。それは当然一緒なんですけれど。

違うのは、調査をすること自体が、議員は分断を生むふうなところ。私どもは、調査は政策を決めるために必要であると。ここがちょっと違う状況だと思います。だから、調査の後の手法の問題なんですよ。

これは、その調査をする段階で、やっぱり目的とかしっかり決まった段階で、この新たな差別を生むような調査にならないように、そういうことは当然やっていかなければなりません。

だから、調査すること自体をしてはいけないというふうに言われると、それは条例ともずれてきますので。それは、条例じゃあ実態調査するとしてますし、実態調査というのは意識に関する実態調査かもしれませんよね。

宮地議員のイメージする実態調査というのはどういうイメージの地帯調査か、ちょっと分からない部分もあるんですけど、意識に対する実態調査になるかもしれないし、それはその調査を具体的にやる段階になってしっかりと協議して、また、いろんな立場の方のご意見を聞いて、専門家のご意見を聞いて、慎重に作っていかねばならないと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

これ以上やっても、ちょっと平行線的なところもありますが。

私はですね、私が言ってるのは、町長も分かってくれたとは思いますが調査をすること自体、その地域を決めるとか当該者を決めたら、新たな差別を生みますよと。それを思えば、実態調査はできないんじゃないですかということなんです。そこは分かっていたらいいと思うんです。

それでですね、もう一つお聞きしますけど。

特別措置法が失効して、町長もご存じです。で、行政上では、同和地区も被差別対象者もなくなりまし

た。もう分かり切ったことです。時代は、世の中はそこを基本に進んでおりまして、もちろん住民意識も現実に沿って、それらを基本に動いていると思いますが、黒潮町の行政は法が終わって20年たった今も、法にのっとった行政運営を行うのではなくて、依然として地域やその対象者はいると。部落差別の当事者や被差別地域は存在するというのを今も前提にして、今後もそうですが、前提にして運営していくのでしょうか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

特措法、2002年に終わったわけでございますけれど、それから住民意識も変わってきておると。まさしく、まずは私は町民全体の住民意識、ほんとに変わってるのかどうなのか、まず調べる必要があるかもしれないと思ってます。

それから、被差別部落地域ですね。これは特措法で決められた地区がなくなったわけですから、その地域はなかなか決めることはできないと思うんですけど。

ただ、現実には、部落差別で悩んでいる方はおいでというのが、私たちの認識でございます。それに対して対策を取らなければいけないから、黒潮町では、黒潮町人権尊重のまちづくり条例で同和問題についてしっかり取り組んでいくと。

そして、人権施策基本方針の中でも、こういうふうに取り組んでいくと。人権教育推進施策方針の中でも取り組んでいくというふうにやってるわけでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

この問題はこれで置きますが。

私は悩んでいる人がいないとは言っていないんです。実際に部落差別もそうですが、差別がゼロになることなんてありませんので後でまたそれは言いますが、悩んでる人はいます。

ただ、それを特定してやると新たな差別を生みますよ、というのが私の主張ですが、まあ今回これでこの問題は置いて、カッコ2の方に移ります。

カッコ2に、同和問題についての2番、解放子ども会は、差別解消への阻害要因の一つになっているんじゃないか。

これも実態調査は続いておりますが、解放子ども会の質問は前回と基本的には内容は変わりませんが、前回の答弁を読み返しますと、納得のいかなかった点もありますし疑問の点もありましたので、再度質問となりました。

解放子ども会は、町にあるほかの子ども会とは明らかに違っていると思いました。子どもたちに違いを持ってきて、もっと言えば、子どもたちの間に分断を持ち込むこと自体、部落差別解消への阻害要因の一つになってるのではないのでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の2の2番、解放子ども会についてお答えをさせていただきます。

町内には、大方地域に浜松解放子ども会、佐賀地域に横浜解放子ども会があります。

双方とも、小学部会が低学年と高学年、中学部会、高校友の会の4つの部会に分かれておりまして、本年5月1日現在で、浜松解放子ども会が57名、横浜解放子ども会が24名活動をしています。加入条件に地区の線引きはしておりませんので、町内のどこの地区の子どもであっても自由に参加できる状態にしておりまして、現在も町内各地から参加をしていただいている状況であります。

周りからすれば、同和問題ばかりを勉強している特異な子ども会のように見えるかもしれませんが、実際の活動は同和問題などの人権課題を中心に、防災学習や平和学習など、幅広い課題を取り入れながら、人を大切にする心を育む学習を行っております。

従いまして、子どもの発育過程において命の大切さを学び、人を大切にする心を育む学習を行うことにより、幅広い人権感覚を持った大人に成長するための活動を行っている団体でありますので、部落差別解消を阻害している団体ではないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

その答弁は前回は聞いたんですが。

素朴な質問をしますけど、この子ども会は確かに地域をここだって決めてるわけじゃないです。しかし、佐賀の横浜と大方の浜松でしたかね、そういう子ども会があって、NPOがサポートをして、今、課長から答弁がありました。さまざまな活動をしておりますよね。

NPOがサポートをしてさまざまな活動をしているような子ども会は、解放子ども会のほかにどっか町内ではありますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

NPO法人がサポートしている団体としては、この2団体であると理解しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

なぜですね、ほかの地域の子ども会、うちは浜の宮ですが、浜の宮にも子ども会があります。ほかの地域の子ども会とここは違っているのでしょうか。

このようなほかと違う特定の子ども会は、なぜあるのでしょうか。少なからず、町民は特別な子ども会だと思ってるんじゃないかと思うんですが、思っても口には出しません。なぜでしょうか。

執行部は、解放子ども会を特別な子ども会とは考えてないと。

もう一度、答弁は重なるかもしれませんが、特別な子ども会というふうに、そういう考えは持ってないとしたら、その理由は何でしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

活動の中身には、人権課題以外にも平和学習であったり、防災学習であったりを取り入れて学習している団体であります。

特に人権ばかり、同和問題ばかりを学習している子ども会ではありませんので、特異な団体ではないというふうに認識しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私はこの2つの解放子ども会はですね、人権ばかりやってるとか、部落問題ばかりやってるとか、そういうことを言ってるわけじゃないんです。さまざまな防災問題もやってるし、いろんなことをやってる。

それが、先ほど課長言われましたね、人を大切にする心を育むとか、防災だとか。それ、NPOが入ってやってるんですが、それはほかの子ども会でも当然必要なことです。しなきゃならない。できたらですよ。でも、そういうふうにはほかの子ども会はあまりなってないですね。いつもいつもそういう勉強をするような場には決してなってないと思うんですが、ここはそこができてるわけです。サポートしてますから。場所がありますから。

だから、それは特別じゃないですかって言ってるんですけど、そのへんはどうですか。やってる活動内容が特別だって言ってるんじゃないですよ。実態も言ってるんですよ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

どのような子ども会であっても、人を大切にする心を育むことは大切なことでございます。

その指導者が教える教えないの違いはあるかもしれませんが、解放子ども会だけがとか、例えば何々スポーツ少年団だけがとか、そういうような違いはあるかもしれませんが、その基本となるのはやはり人間、人ですので、そこを大切にする教育というか指導というのは、どの団体であってもしていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

人を大切にする指導、それはもちろん大切です。

私が言ってるのは、ここではできてるんだけど、この2つの子ども会、解放子ども会ではそういうことができてるけど、ほかの子ども会ではこういう持続的にはできてないので特別じゃないですかって言ったんですが。

町長にお尋ねしますけど。

差別解消にとっても大事な点は、先ほどから私言ってますけど、地域や人を分断してはいけないという

ことですよね。で、一部の地域、この2つの地域で、その子どもたちをほかの地域やほかの子どもたちと区別をしない。どの子も、どの地域も、特別扱いをしないと。そういうことが差別解消にはとっても大事なことだと、さっきから言ってることです。だから、これは寝た子を起こすとか、そういうことじゃないんです。差別をしない、分断をしない。

で、解放子ども会は、今課長の言ったこととちょっと重なりますが、町民館や児童館のない地域では行われておりません。で、このような地域、これは地域限定の取り組みだと思うんです。

そして、NPO のサポートをするような活動は、そこには予算もついていると思うんですが、町はこのことは公平、平等の原則に反しているとは考えてないんでしょうか。

解放子ども会の実態が公平、平等の原則に反していないとしますと、その理由は何でしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

宮地議員、盛んに分断してるというような言葉が使われますけれど、そこが少し理解できにくい部分もあるんですけど。

子ども会、確かに同和対策事業があるときに、差別に負けない子どもということでできた横浜地区の解放子ども会、そして万行地区の解放子ども会というの、それぞれの地域に歴史があります、子ども会には、浜の宮の子ども会には浜の宮子ども会の歴史があって鼓踊りを伝えたりしている。それぞれの地域には歴史があります。

そしてその中で、それぞれの歴史の違いの中で、特に町としては、かつて同和対策事業をしたときに、差別に負けない子ども会の活動してきたその歴史、それについてはやはり、行政の方もしっかりと一緒にやっていく姿勢を示してきたのが、黒潮町の姿勢ではなかったかと思います。そしてその中で、児童館の活動もしてきた。

そういう歴史の中で、現在に至っているということではないかと思えますし、行政の支援も、そういうふうな形で支援を続けております。

また、NPO というのはノン・プロフィット・オーガニゼーションですから法人ですから、法人に対して町が児童館の運営を委託契約してやってるわけですから、町が支援してるのは、児童館の運営に対して支援をしてるということになります。

そういうふうな、ちょっと話がまとまらなくなってますけれど、子ども会には子ども会のそれぞれの歴史があって、そしてその地域には地域の歴史があって、そして町は、NPO のはらから、童夢という2つのNPO に対して、児童館の運営を中心に委託をしている。そして、それぞれの目標の中で、それぞれの子ども会が活動されておるといふような流れでございますので、町としては、それぞれの地域の活動の歴史も踏まえながら、支援すべき所に支援していくと。それが、町の行政課題にも合ってるというふうに判断するところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

解放子ども会っていうのは、差別に負けない子ども会と、部落差別ですよね。負けない子ども会という

ので、歴史的には作られたということですよ。

差別っていうのは先ほど町長が言われたように、町の人権課題では11項目を挙げてると言われました。いろんな差別がありますよね。人権課題でもいろいろあります。部落問題だけ、同和問題だけでは決していないんですが。それに負けない子どもをつくるということは、非常に私も大事だと思うんです。

ただ、そこに、部落差別に負けない子どもたちをつくっていくということは、少し偏ったやり方じゃないかな。それは歴史があると言いましたけど、確かに歴史があるんです。ですから、先ほど町長にお尋ねしたのはですね、もう地対法も終わって20年たちますけど、町の行政っていうのはその法にのっとって運営していくんですかと。もう今は、特別地域も差別される対象者も法の下でもうなくなってるんですから、分断というのはそういう意味です。なくなってるんですから、住民は皆一緒にしないといけない。分断しちゃいけないっていうのは、区別しちゃいけない、特別扱いしちゃいけないというのが、私のずっと言ってる主張です。

だから、この子どもたちが差別に負けない子ども会としてつくってやっているというのは、特別なやり方をしてるんじゃないですかと。

そして、NPOがずっとサポートをして、場所があって、そういうことは公平、平等の原則に反してるんじゃないですか。いくら歴史があったとしても、今こういう。先ほど言いましたけどいいですかね。歴史上は、もう地対法が終わって20年たってます。その地域も特別地域もない、差別の対象になる、そういう人ももういない。だけど、まだ差別に負けない子ども会を、そういう場所もあってやっているとこと自体が、公平、平等の原則に反してるんじゃないですかって私言ってるんですけど。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

先ほど、解放子ども会、差別に負けない子ども会ということでやってきたのは、歴史の中で、こういうふうな解放子ども会はやってきましたよと。今もやっぱり、人権問題大切に、しなければいけない。人の命を大切にしなければいけない活動を続けている、というふうなことで説明したつもりなんですけれど。

歴史の中で、ある日突然、2002年の3月に33年間続いた同対法、地対財特法と続いて終了した。33年間の法律が終了したわけですね。そして、ある日突然、法が終了したから問題解決するようには、残念ながらなってないですね。国の法律が、また新たにできてきましたので。

そういう実態から、町の私たちは目を背けてはいけません。そういう実態をしっかりと認識しながら、町の方針を決めてやっていかなければならないというふうな中で、取り組んでるのが現在の状況でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ちょっと質問に答えてないですが、少しは話を進めていきますけど。

地域に線引きや区分けがなくなった現在ですね、解放子ども会が、子どもたちとそうでない子どもが存在すると。そういうことは、子どもたちを私は不当に分断していると、そういうふうに思うわけですね。

でも、子どもたちはですね、どこに住んでいようがそんなこと関係なくて、子どもたちはお互いが助け合って、連帯して、町長がいつも言ってます人権に対する心豊かな人間に育っていくこと。それが大事だと思うんです。だから、ここだけ2つの、何か人権に対して勉強してるだとか、防災してるだとか、そういうことじゃなくて、みんなおんなじような子ども会にするのが大事じゃないかなということですね。

それですね、町長ね。高知市では、解放子ども会の名称をやめたそうです。解放を外して、普通の子ども会としたそうです。黒潮町でも、もうそろそろそういう時代に沿って、特別な名前を付けて、歴史上のものですから、特別な名前を付けて子どもたちを区別するやり方をそろそろやめる時期だと思いますが、どうでしょうか。

先ほど、町長は、地対法はある日突然やめられたというふうな言い方をしましたけど、16年でいい地対法が33年も続いてずうっときたわけですよ。それで、ある日突然じゃなくて、もうそろそろいいだろうということで国もやめてるわけです。やめたからふっとなくなるものでももちろんないです。ないですが、それからまた20年たつててですね、高知市は解放子ども会を、もう解放を取っちゃったんですが。黒潮町でも、そういうふうな時代に沿ってやり方を変えていく必要があると思うんですが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私、先ほど、法がある日突然なくなったという言い方しましたかね。法がなくなってすぐ、差別がなくなるはずがないという言い方をしたかったつもりなんです。もし間違っておったら、訂正させていただきたいと思います。

法がなくなる経過というのは、私はよく知ってます。同和対策特別措置法が1969年にできてから10年間、そして、延長して地対財特法と、全て知ってるつもりなんですけれど。もちろん、突然なくなったというふうな認識は持ってません。

ただ、2002年に全ての特措法がなくなって一般法に変わった。だからといって、すぐ差別がなくなる状況にはなかなかならないのではないかというご意見を申し上げたのでございますので、そこはまず誤解のないようにしていただきたいと思います。

そして、解放子ども会の名前の件ですけれど。これは私が認識しているのは、子ども会の保護者自身が望んで決めて、こういう名前をいこうというふうになっておるといふふうで認識しております。

高知市でどういう事情があつて、どうなったかは私は存じてないんですけど、高知市は高知市の保護者なり行政なりが、いろいろお話ししたり意見交わしたりして決めた結果ではないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

先ほど、法に対する言い方、私の方も悪かったです。

私も町長が言われたとおり、直接法がなくなったと、そういうことを言ったわけじゃないんです。法が突然なくなったというふうには私言ったかもしれませんが、そうじゃなくて、法がなくなってすぐに差別がなくなると。もちろん、そういうことを町長も言われたと思ってます。で、もちろんすぐに差別がなく

なるものではないですし、それはもう分かっております。だから、何度も言ってますけど、住民を区別したり、差別したり、特別扱いしないでくださいよということ言ってるんです。

3番に移ります。時間がなくなりますので。

カッコ3ですね、ちょっと解放子ども会とつながりますが、児童館も2つの地域にのみありまして、町内のほかの地域にはありません。住民に、特に子どもたちに、ここは特別地域だなというふうに、私は暗に教えてるように思うんです。

児童館も差別解消への阻害要因の一つになっているのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは2の3番、児童館についてお答えを致します。

本町の児童館は、児童福祉法第35条第3項および第40条の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、大方地域に大方児童館、佐賀地域に佐賀児童館を設置しています。大方、佐賀両児童館とも指定管理者制度を導入しており、運営を、大方児童館がNPO法人童夢、佐賀児童館がNPO法人はらからに委託しております。

実施する事業は、黒潮町立児童館設置管理条例の第3条に明記しておりまして、

- 1番は、児童の健全な保育及び健康の増進に関すること。
- 2番、児童の学習指導に関すること。
- 3番、図書学習に関すること。
- 4番、子ども会、保護者会等の地域組織活動の育成に関すること。
- 5番、その他目的達成に必要な事業に関することの、5つを定めています。

活動の内容は、先ほどの子ども会活動の答弁でも申しましたとおり、同和問題などの人権課題や防災学習、平和学習など、幅広い課題を取り入れながら、人を大切にすることを育む大人に成長するための環境を提供しております。

また、児童館を利用される地区の線引きはしておりませんので、誰でも自由に来館して利用できるようにしています。児童館に来て宿題をする子どももおり、分からないことがあれば児童館職員がサポートすることもあります。

さらに、町内小中学校との連携も重視しており、課題を抱えた子どもたちのサポートを学校と一緒にやって行っております。

いずれに致しましても、大方、佐賀両児童館とも、健全な遊びを通じて子どもたちの健康を増進し、情操豊かな大人に成長するためのサポートをしている児童福祉施設でありますので、議員申されるような部落差別解消の阻害要因の一つではないというふうに認識をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

児童館がですね、今、課長が言われたように、児童福祉法に基づいて活動をしてると。子どもの成長、発達に不可欠なものだということであつたらですね、私はほかの主な地域にも児童館を造っていく計画を持つべきじゃないかなと思うんですね。

1,000万円を超える予算が、委託してますので児童館についているんですが、これが2つの地域だけしかないのは、私は不平等、または公平の原則に反してるんじゃないかなと思うんですが。

この点についてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

その他の地域にも児童館を造るべきではないかというご質問だと思いますが。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、佐賀、大方両児童館とも、その利用者に線引きはしておりませんので、誰でも利用できる環境にしております。

地理的に確かに遠いかという条件はあるかもしれませんが、利用者に線引きはしておりませんので、誰でも利用できる状態ですので、今のところ2施設ということにしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町長に伺います。

高知市の一宮地区では、児童館があった場所に複合施設として、新しく一宮市民会館が完成したそうです。高知市の広報の、あかるいまち3月号にあります。

黒潮町の児童館も町民の複合施設として、地域を限定してないということですので町民の複合施設として、町民誰でも、今でも使えますよと言うかもしれませんが、児童だけじゃなくてですね、町民誰でも、来やすく、使いやすい会館にならないのでしょうか。

今すぐにそういうふうに変えていくということは無理だとしてもですね、今後、住民がさらに利用しやすい、もっとオープンな施設へと変更することをそろそろ検討する時期ではないかなと思います。

見解を伺います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

高知市の一宮の情報を教えていただきましたけれど、この施設、ちょっと私は行ったことがなくて、よく詳しくは分からないんですけど。かつての児童館が市民会館、複合施設になっておったと。

この施設は、児童福祉法に基づいてやっておられる施設なのかどうなのかも分かりませんし、また、高知市と黒潮町では行政の規模は比較にならない状況でもございますので、比べるのはいかなものかとも思うところもあるんですけど。

ただ、今の児童館はですね、今でも一定の地区の施設ではありません。町内に2つありますけれどね、住民どなたでも、どこでも行ける場所が2カ所にあるだけで。町の児童館ですので。そこを、NPOに委託して管理、お願いしておると。

来やすく、使いやすく、利用しやすく、オープンにしたらどうかというふうなご意見もいただきましたけど、それはこの管理運営するNPOの方とですね、行政の方でも、そういうふうな運営を目指して話し合っていくべきだと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ、高知市のは一つの例として私が挙げたんでしてね、高知市のとそのままねしてくださいっていうんじゃないんです。

それで、今まではなかなか使いづらい面があったので、例えば、そこで何か会をしたりとか、趣味のものをしたりとか、いろいろ住民の中にはあるんですけど。今、社協をお借りしたりして、大方ではですよ、やっていますが。それを、もっともっとオープンにしていだけたらと思うことです。まあ、これは今後の検討課題として。

ぜひですね、使いやすいような、住民にオープンになった、地域を限定してないわけですから。もっとそういうふうな、オープンな会館にしていだきたいと思います。

同和問題の解決は長々やってきましたけども、同和問題の解決は、差別がゼロになることではないし、ゼロを目指すことでもないと思います。人々の関心が薄れ、周りが気にしなくなり、こだわりがなくなっただけで交流が進めば、歴史上の問題になっていきます。差別的な言動を取る人がいても、また、今がないとは限りません。そういう人がいても、周りが同調しない。それはおかしいと指摘する状態ができれば、基本的に解決と言えると思います。また、現在は、そこはやってきてると思います。住民もそういう方向で進んでると思うんですが、行政も、さっきから言ってますように住民の中に垣根を作らないで、さまざまな特別扱いをやめること。そして、行政の意識を、私から見たら何十年も前のまま進んでないところがあると思いますので、21 世紀の、公平、平等で、基本的人権を掲げる立場に、同和問題でも立っていただきたいと思います。

同和問題についてはこれで終わります、質問を。

時間がなくなりましたので、3 番目の方に移ります。

3 の人権課題についてです。

カッコ 1 ですが、パートナーシップ制度について伺います。

2021 年、昨年 6 月議会でこの問題の内容について、また、全国的には動向についてはかなり詳しい質問をしておりますが、そのときにですね、パートナーシップ制度を求めたんですよ。6 月議会でパートナーシップを求めました。

それで、パートナーシップ制度の導入を黒潮町でも制度化してくださいと、高知市ではもう既に始めておりましたので、それを求めましたら、そこで課長がですね、令和 4 年 4 月 1 日から制度をスタートさせるべく、もう既に当課の人権啓発係において作業に着手していると、春闘で言ったら満額回答に値する回答をいただきました。

今年になり、もう今 6 月ですが、住民の方から、あの制度はどうなったがだと、そういう問い合わせがありました。それは別に役場を批判してるとかそういう意味じゃなくて、4 月にスタートすると言ったのにどうしたんだということなんです。

4 月実施をする予定が変更になっていますが、その変更理由と、今後、実施するのであればいつごろになるのか。

方向について伺います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の1番、町パートナーシップ登録制度についてお答えを致します。

昨年の議会において、議員から、町パートナーシップ登録制度の導入について質問をいただき、私からは、1年をかけて研修会などの機会を設け、町民の皆さんに情報提供を行いながら住民意識の醸成を図り、併せて、関係する町担当部局の職員で構成するワーキンググループを立ち上げ、数回の会合を行いながら制度導入後の町の対応を協議していくとして、令和4年4月1日、本年の4月1日の導入を目指す旨と答弁を致しました。

担当課と致しましては、職員向けの研修会を3回、町民向けの研修会として町民大学の第2講座でジェンダーに関する内容を取り上げ、職員と町民双方の意識の醸成に努めてまいりました。

しかしながら、本年4月の導入を目指す担当課と、導入後の対応が不明確だとする他の課室との間で意識のずれが生じ、導入については理解を示しつつも、もう少し時間をかけて役場内の調整が必要だという結論になり、導入時期を遅らせることに致しました。

今後の方向性につきましては、7月末をめどに各課室単位で勉強会を開催し、改めて制度と導入後の各課室の対応について説明を行うことしております。その上で、いただいた意見については制度やハンドブックに反映させたいと考えております。

現時点においては、9月までに要綱を制定し、まちづくり課において町営住宅の入居要件に本制度の認定者を加える条例改正を行った上で、本年10月1日の制度導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

その住民の方が心配してたのは、もうこの制度がポシャっていくんじゃないかな、そのまま、言っただけ消えるんじゃないかっていうことをすごい心配してたんです。

今の課長の答弁を聞きまして、今年の9月のその中で、10月からですか、町営住宅に入居するところから条例を変えていって、実際、動いているということですよ。大変安心しました。

それで、この制度は動くということで、カッコの2番に移ります。

昨年6月議会に、生理の貧困についても同時に質問をしております。

子どもの成長とともに生じる女性の生理問題っていうのは、心も体も健康な状態にあることの権利で、女性の人権を大切に思う一つに入ります。

生理には、その措置として生理用品が必要ですが、この生理用品が主に経済的理由で十分に入手できないと。また、できにくいという現象があるということで、大変大きな衝撃が起こりまして、昨年、議会で質問をしました。

それは、昨年もしやいましたがNHKの番組で取り上げられて、その後、全国的な動きになって、国や県も動き始めて予算もつきました。

昨年6月議会で私は求めましたが、2つの点を求めています。大きく言えば。

町の公共施設に生理用品を、トイレトペーパーとおんなじように常設してほしいというのが一点と、それから、学校のトイレにも生理用品を、トイレに常設してくださいと。トイレトペーパーと同じよう

に置いてくださいと、2つに分けて質問しましたので、答弁を一つ一つお願いしたいんですが。

まず、町の公共施設ですね。トイレトペーパーとおんなじように生理用品を置いてほしいということ。その後、私が質問してからは動いておりますが、その後のこと。

最初はですね、町の公共施設へのトイレの対応はどうかを伺います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは3の2番、生理の貧困についてお答えを致します。

本件につきましては、昨年の6月議会において議員から質問がされ、町と社協が連携して対応していることを答弁致しました。

この事業は、県と県社協が連携して行っている事業です。コロナの影響を受けて生活に困窮している方に対し、女性用品の提供を通じて支援やアプローチの強化を図ったものではありませんが、真の目的は、さまざまな課題を抱える女性を各相談機関へつなぎ、複数の機関が複合的な救済対策を講じていくことを目指している事業であります。

本町には昨年9月28日に、県人権・男女共同参画課から、県の社協を介して1パック当たり28枚入りの生理用日50パックが納品され、役場の本庁と支所、町内の小中学校、子育て支援センターやあかつき館などの15施設に、人数を基に割り振って設置致しました。

また、県社協から黒潮町社協にも30パックが届いており、社協の事務所のある福祉センターや佐賀の総合センター、また、あったかふれあいセンターなどに設置しています。

本年6月1日現在の在庫の状況を確認致しました。昨年の10月に配布してから8カ月余りが経過していますが、配布した15施設のうち使用実績があったのは、役場の本庁支所を含む4施設、8パックであり、その他の施設はありませんでした。県からは、在庫が不足するようなら追加支給も可能であるとの連絡を受けており、役場の本庁は追加調達を行っております。

なお、社協の30パックにつきましては、昨日現在で11パックが使用され、残り19パックになっているようであります。

県は本年度もこの事業を継続していますので、女性用品の支給を通じて課題を抱える女性へのアプローチや、それぞれの相談支援機関へのつなぎを行い、自立に向けたサポートを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

確かに厚労省はですね、以前は、相談機関として予算をつけたと言っておりましたので、ただそこに置くんじゃなくて、それを基に女性の相談機関をするというふうになった。相談事業としてつなげてたそうなんですが、現在はですね、自由に受け取れるようにと。配布の仕方は自治体の判断で、としているようなんです。

それでですね、役場のトイレへ行きますと、この生理用品交換カードっていうのは確かに1階に置いてあります。で、私は、交換カードを置くと一歩前進ですが、わざわざこれを持ってまた言いに行きなきゃなんない。だから、それが相談につながるということだったんでしょうが。実際、相談は大事なんですが、

使用したいときにわざわざ行かなきゃなんない。行きづらい。

そうじゃなくて、そのままトイレの個室に置くと。そういう方向に変えていただきたいんですが。

それは、今後できないでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

私もこのカード、今、議員持っておられましたけど、これを今、トイレに置いております。

議員が言われるのは、これを持って役場の窓口に行かなくてははいけない。それよりはトイレの個室に置く方が、ということだと思います。

支給の仕方というのは、これがベストだとは思っておりません。ただ、今のところ、県の示された方法はこの方法なのでこの方法に沿って行っておりますけれども、改善の余地があるようでしたら、それは役場内で協議をしたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

男性の方にはなかなか分かりづらいと思うんですが。

必要なのに、わざわざ交換カードでもらいに行かなきゃなんない。嫌な人もおるし、恥ずかしい人もおるし、行きにくいと、そういう人がいるわけですよ。

社協は、そのまま個室に置いてあります。使いやすいように。

ですから、今後協議をされると言われましたが、ぜひですね、このカードももちろん置いてあっていいとは思いますが、もうこういうことじゃなくて。県は最初はそうやって来たかもしれませんが、そうじゃなくて個室に置いておくと。そういう検討を、ぜひしていただきたいと思います。これはですね、必要な住民の立場に立った対応の仕方じゃないかなと思います。

それから、県からの供与がなくなった場合ですよ。それは町独自で、今後予算をつけてくれるんでしょうか。

その点をお聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

町としましては、この趣旨を理解しておりますが、確かに今の現状として、利用者がいるということですよ。本当にささいなことかも分かりませんが、こうやってこの施策によって助かっている人が一人でもいるということでもありますので、仮に、県のこういう体制がなくなって補助がなくなったとしても、町としては、この予算を何らかでつけてですね、既存予算等も利用するかも分かりませんが、続けていく方向で考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

満額回答に近いですね。ありがたいですね、住民にとっては。

確かに、人数は少ないかもしれませんが。先ほどもデマンドバスも、交通弱者もおんなじですけど、全体の人数からしたら少ないですけど、その少ないところ、光の当たりづらいところ、行政から漏れてるところに手を差し伸べてほしいと、そういうことを黒潮町は細かくやってくれてるということで、ありがたいです。

それでは続けて、学校のトイレについてお聞きしますが。

学校のトイレにも常設してくださいとお願いしたら、保健室に置いてあるというような答弁で、あんまりあのときは前向きじゃあなかったんですが。

子どもたちはですね、学校へ行って急に生理になったとか、用意してきたのに足りなかったとかですね、まあ忘れてきたとか、いろいろあるんですが。トイレに置いてくれていると、目立たずに安心して使用できます。で、わざわざ保健室にも行きづらいのは困りますから、行かなくてもいいということがあるんですが。

これは今、県から置いてくれているとは言いましたが、学校はもちろん置いてくれていると思うんですが、個室に置いてありますか。保健室に買いに行くようにとかいう、交換カードか何かを置いてあるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

宮地議員の生理の貧困に関するご質問について、各学校でのその後の措置についてお答えします。

まず、交換カードのことを言われますけど、交換カードについては現在、置いてはおりません。保健室の対応となっております。

昨年6月議会での宮地議員からのご質問に対して、どのような方法が教育的な配慮として適切なのかを模索した上で対応をしていきたい、との答弁をさせていただいておりました。

そこで、その後、学校現場の考えを聞き取るとともに、女子児童生徒へのアンケート調査による実情把握を行いました。

学校現場からは、トイレ内への生理用品の常時配備に関して、置きっ放しになることや、使用したい児童生徒以外が触る可能性があることなどによる衛生面、清潔面を心配する意見などが出されました。

また、児童生徒へのアンケート調査は、町内の小学校5年生から中学校3年生までの女子135名に実施致しました。その中で、学校で生理用品を持っていなくて困ったことがあると回答した児童生徒が47名おりました。

その理由としましては、準備していなかった、急に生理が始まった、または、持ってくるのを忘れていたということであり、家に置いていない、親が買ってくれない、という回答はありませんでした。

また、その際、どのように対応したかという質問では、多くが、養護教諭や友だちに借りたりもらった、とのことでした。

なお、アンケート結果から、保健室に生理用品を置いていることを知らない児童生徒が一定数いることが分かりましたので、保健室に生理用品を置いていることを改めて周知することを、各学校に伝えていきます。

併せて、前回、宮地議員からのご質問に答弁致しましたように、児童生徒が、後で返すことを心配せず、

安心して生理用品を受け取れるようにすることも伝えております。

このように、学校現場の聞き取りやアンケート結果を踏まえ、現時点での各学校での対応と致しましては、生理用品を必要としている児童生徒が、保健室において安心して相談し、受け取ることができる体制としているところでございます。

しかしながら、困ったときに、養護教諭などにも、友達にも声を掛けづらい児童生徒がいるかもしれませんし、今はいなくても、今後そうした児童生徒が出てくるかもしれません。そのために、保健室での教員からの配付に加えて、衛生面も考慮した上で、学校のこの女子トイレにはいつも生理用品を置いています、という場所を各学校に最低1カ所は作れないか、ということについて検討をしているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

その子どもたちはですね、今、今後もそういう子どもが出るかもしれないとおっしゃいましたが、現実にあるんです。なかなか言い出せませんが。

ですから、予算にしたら安いもんですし、今は県から下りてきているわけですから、相手のことを考えたら、子どものことを考えたら、使いやすいようにするのが、安心できる、そういうことを保護してあげるといいですか、それが無いとイケない。そのために置いてあるんですから。また、わざわざ保健室行ってくださいと。そういう1つハードルを越えるようなことをしないでですね、1カ所置くようにすると言っていましたけど。

衛生面と言いますが、きちっとした入れ物に入れればどうってことないんです。個室に入れるのが大変やったら洗面所に置いてもいいんですが、できれば個室に、安心して使えるようにしてあげてほしいんですが。検討する、前向きな検討を、ぜひこれ実施してほしいと思うんですが。

教育長、どうですかね。なりませんかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、清水次長が答弁しましたように、保健室でしか受け取れない状況は改善をしていきたいというふうに思っております。

先ほど、地域住民課長も説明しましたが、生理用品を配ることは配ることが目的ではなくて、配るという手段を通じて相談業務につなげたり、学校であれば児童生徒への支援につなげるということが大きな目的でも、一方ではありますので、とにかく配ればいいのかということじゃなくて、配ることも重要視しながら、かつ、相談、支援につなげる方法を、一方ではしっかり手段として持っておくべきだろうというふうに思いますので。

どちらかというと、今、我々が提示をしていますのはそちらの折衷案ということですので、まずは1カ所あたりから設置をしながら、子どもたちの状況、衛生面等勘案をしながら、これが各トイレに設置した方が有効であるということであれば、そういう方向を取ることも可能だと思いますので、当面はですね、今言ったように取りあえず1カ所あたりから設置をすることで、状況を見ながらやらせていただ

たらと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

少しニュアンス違うんです。

生理用品を配るんじゃないんです。安心して使ってもらうんですよ。必需品ですから。トイレットペーパーとおなじように置いてくださいって言うてるわけですよ。

全国的にはやがてそういうふうになると思いますが、いつでも安心して、急になったときに使える。そういうことです、大変ありがたいんです。特に子どもたち、学校へ行ったらもう家へ帰れませんから、ありがたいんです。

ですから、相談業務と組み合わせてやるというのは分かりますけど、去年、私は家保健室へ行って聞いたら、相談業務どれぐらいありますかったら、年に2人しかなかったと。そういう実態を言いましたね。今、どうだか分かりませんが。

相談業務、もちろん大事です。でも、それより前に、実際困る。子どもたちが。そのことが大事ですので、ぜひですね、前向きにそれは取り上げておいていただきたいと思います。

私の質問、長くなりましたが、これで終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 45分